昭26.12.20.

官報

昭和二十六年十二月二十日　第三種郵便物認可

主要目次

府令
○法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部改正　三九三頁
省令
○不動産登記の嘱託職員を指定する省令　三九四
○砂糖需給調整規則の一部改正　三九四
○自動車運送事業補償規則　三九三
○自動車事故報告規則　三九四
告示
○地方競馬を行うことのできる市指定（三鷹市）　三九六
○外国為替及び外国貿易管理法により連合王国通貨の直物売買相場改定　三九六
○昭和二十七年元日の祝賀は大喪中につき受けさせられない件　三九九
○昭和二十六年十二月十六日以降における日本銀行券の発行限度指定　三九九
○連合国財産である株式の株券を発行会社に提出する期限指定　三九九
○酒類の級別及び類別の決定に関する告示の一部改正　四〇〇
○日本船舶国際通信書使用ノ件に基く国際通信書信号篇の改正点　四〇二
訓令
○指定輸入生活物資確保に関する件廃止　四〇三
皇室事項
○昭和二十七年講書始の儀及び歌会始の儀は大喪中につき行わせられない件　四〇三
公共企業体事項
○古川線吉岡・仙台間に自動車による運輸営業開始　四〇三
大蔵省公告
○公売公告　四〇六
文部省公告
○文部省著作教科用図書の出版権設定のために行う入札　四〇六

府令

◉法務府令第百七十三号

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（昭和二十四年法務府令第十二号）の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十二月二十日

法務総裁　大橋　武夫

別表青森地方法務局の部弘前支局の歌蔵館出張所の項中「蔵館村」を「蔵館町」に改める。

附則

この府令は、公布の日から施行する。

省令

◉外務省令第三十一号

不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）第三十五條第三項の規定に基き、不動産登記の嘱託職員を指定する省令を次のように定める。

昭和二十六年十二月二十日

外務大臣　吉田　茂

不動産登記の嘱託職員を指定する省令

不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）第三十五條第三項の規定に基き、外務省の所管に属する不動産に関する権利の登記を嘱託する職員として、次の職員を指定する。

大臣官房会計課長

入国管理庁長官

附則

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十六年十二月一日から適用する。

◉農林省令第八十一号

臨時物資需給調整法（昭和二十一年法律第三十二号）に基き、砂糖需給調整規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十六年十二月二十日

農林大臣　根本龍太郎

砂糖需給調整規則の一部を改正する省令

砂糖需給調整規則（昭和二十四年農林省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一條第二号を次のように改める。

二　輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第八條の規定により輸入した砂糖（砂糖需給調整規則の一部を改正する省令（昭和二十六年農林省令第八十一号）附則第二項の規定により登録小売業者とみなされている者及び同令附則第四項の規定により小売業者登録票の交付を受けた者の所有する砂糖を除く。）

第六條の二の次に次の一條を加える。

第六條の三　外国人（指定生活物資配給規則（昭和二十六年大蔵、厚生、農林、通商産業省令第一号）第二條第一号から第三号までに規定する指定消費者及び外国政府の発行した旅券を携行して昭和二十七年一月一日以降本邦に入国する者をいう。以下同じ。）たる家庭用消費者は、第六條第一項の規定にかかわらず、どの登録小売業者からでも砂糖を譲り受けることができる。

2　登録小売業者は、外国人たる家庭用消費者から砂糖の売渡の請求を受けた場合には、第六條第五項の規定にかかわらず、砂糖を譲り渡すことができる。

附則

1　この省令は、昭和二十七年一月一日から施行する。

2　昭和二十六年十二月三十一日において現に指定生活物資配給規則第五條の規定による登録販売業者である者は、昭和二十七年一月二十日までは、砂糖需給調整規則（以下「規則」という。）第二條第一項の登録小売業者とみなす。

3　前項の規定により登録小売業者とみなされた者であつて昭和二十七年一月二十一日以降引き続き砂糖の小売業務を営もうとするものは、同月十五日までに、その営業所の所在地を管轄する都道府県知事に小売業者登録票の交付を申請することができる。

4　都道府県知事は、前項の申請があつたときは、規則第十一條第一項から第七項までの規定にかかわらず、当該申請者に対し小売業者登録票を交付し、且つ、遅滞なくその旨を公表しなければならない。

5　前項の規定による小売業者登録票の交付日は、昭和二十七年一月二十一日とし、当該小売業者登録票の有効期限は、規則第十一條第八項の規定にかかわらず、同年八月十五日までとする。

◉運輸省令第百三号

道路運送法施行令第三條の規定に基き、自動車運送事業補償規則を次のように定める。

昭和二十六年十二月二十日

運輸大臣　山崎　猛

自動車運送事業補償規則

第一條　道路運送法施行令（昭和二十六年政令第二百五十号。以下「令」という。）第一條第一項から第四項までの規定による補償金の交付を受けようとする者は、事業廃止の許可を申請した後、当該補償金の交付を同條第一項の当該官庁に申請しなければならない。

前項の補償金の交付申請書には、事業廃止の許可について運輸大臣又は陸運局長に提出した申請書の写及び事業廃止の許可のあつた場合には、運輸大臣又は陸運局長の証明のある当該許可書の写を添附しなければならない。

昭26.12.20. 第7486号

令第二條第一項及び第二項の規定による補償金の交付を受けようとする者は、国の経営する路線を定める自動車運送事業の運輸開始の日から起算して一年を経過した後、自動車運送事業の事業年度による一年ごとに、その事業年度経過後六箇月以内に当該補償金の交付を令第二條第一項の当該官庁に申請しなければならない。但し、当初分に限り、事業年度の関係により一年以上の期間について申請することができる。

第二條　補償金計算の場合における事業用固定資産の価額、残存物件の価額、営業収入及び営業費は、左の各号による。

一　事業用固定資産の価額は、自動車運送事業に必要な自動車、建物その他の有形固定資産及び営業権その他の無形固定資産の取得のために支出した金額につき、事業者の決算に基いて、これを現物、帳簿及び証ひよう書類等に対照し、相当の財産価額を控除して査定した額

二　残存物件の価額は、事業廃止の日における有形財産の処分価額について査定した額

三　営業収入及び営業費は、国の経営する路線を定める自動車運送事業の運輸開始の日の属する事業年度の前事業年度末からさかのぼつて、既往三箇年間における実績を基礎として常態と認められる年額。但し、これにより難い場合には、判明した実績を基礎として査定した金額

第三條　令第一條第一項の規定による利益の年額の七年分は、年利三分五厘のホフマン式計算により利益の年額に六・一六四を乗じて計算する。

第四條　令第一條第三項但書の規定による補償金の分割交付は、事業者が路線を定める自動車運送事業の全部を廃止しない場合に限る。

第五條　補償金の分割交付をする場合における毎事業年度の交付金額は、第三條の規定により計算した金額を、令第一條第二項の規定による金額を加算する場合にはその金額を加算したものを均等に分割して、交付する。

第六條　補償金を受ける権利は、これを譲渡することができない。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行し、昭和二十六年七月一日から適用する。

2　自動車運送事業補償規則（昭和二十三年運輸省令第十三号）は、廃止する。

◎運輸省令第百四号

道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二十五條及び道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第百條第一項の規定に基き、自動車事故報告規則を次のように定める。

昭和二十六年十二月二十日

運輸大臣　山崎　猛

自動車事故報告規則

（この省令の適用）

第一條　自動車の事故に関する報告については、この省令の定めるところによる。

（定義）

第二條　この省令で「事故」とは、左の各号の一に該当する自動車の事故をいう。

一　自動車が転覆し、又は火災（積載物品の火災を含む。）を起したもの

二　死者又は重傷者（当該事故により全治に要する日数が三十日をこえる傷害を受けた者又は不具となつた者をいう。）を生じたもの

三　当該自動車、積載貨物、家畜その他の物件に與えた損害の総額が五十万円をこえるもの

四　かじ取装置、制動装置、車わく、車軸又は車輪（タイヤを除く。）の破損又は脱落により、自動車が運行できなくなつたもの

（報告書の提出）

第三條　自動車運送事業者にあつては、その使用する自動車が前條各号の事故をひき起した場合、道路運送車両法第五十條に規定する整備管理者を選任しなければならない自家用自動車の使用者にあつては、その使用する自動車が前條第四号の事故をひき起した場合には、当該事業者又は使用者は、その日から七日以内に、左に掲げる事項を記載した自動車事故報告書（別記様式による。以下「報告書」という。）三通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する都道府県知事（以下「都道府県知事」という。）を経由して、運輸大臣に提出しなければならない。

一　事故の種類

二　事故発生日時及び天候

三　事故の発生場所

四　当該自動車の使用者の氏名又は名称及び住所

五　事業用自動車にあつては、当該自動車の属する自動車運送事業の種類

六　整備管理者の氏名

七　当該自動車の使用の本拠の名称及び位置

八　当該自動車の概要

九　道路状態

十　損害の程度

十一　当時の状況及び処置

十二　事故の原因

十三　当該自動車の乗務員の氏名、年齢及び経験年数

十四　自動車使用者又は整備管理者の意見

2　都道府県知事は、報告書を受け付けたときは、遅滞なく、陸運局長を経由して、運輸大臣に進達しなければならない。

（速報）

第四條　自動車運送事業者は、その使用する自動車につき、第二條第二号に該当する事故が生じたときは、第三條第一項の規定による外、電話、電報その他適当な方法により、その事故の概要を都道府県知事に速報しなければならない。

（事故警報）

第五條　運輸大臣又は陸運局長は、報告書に基き必要があると認めるときは、事故防止対策を定め、自動車使用者、自動車分解整備事業者その他の関係者にこれを周知させなければならない。

（国営自動車運送事業）

第六條　国において経営する自動車運送事業の事業用自動車の事故の報告については、第三條第一項及び第五條の規定にかかわらず、運輸大臣に、報告書を提出し、及び事故の概要を速報するものとする。」

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

別記様式

自動車事故報告書

運輸大臣　殿

自動車使用者の氏名又は名称

報告書提出　年　月　日

番号	事項	記事
1	事故の種類	転落　衝突　転覆　接触　火災　死傷　その他
2	事故発生日時及び天候	昭和　年　月　日　午前・午後　時　分　天候
3	事故の発生場所	都府・道県　市・郡　町・村　番地
4	自動車使用者の氏名又は名称及び住所	
5	当該自動車の属する自動車運送事業の種類	
6	整備管理者の氏名	
7	当該自動車の使用の本拠の名称及び位置	
8	当該自動車の概要	登録番号　車名　用途：乗合・貨物・乗用・その他　使用燃料：ガソリン・軽油・薪・木炭・電気・その他 自動車の種別：普通・小型・特殊　車台型式及び年式 当時の乗車人員　人　乗積載量　人　トン　（乗車定員　人　最大積載量　トン） 使用開始後の総走行キロ　キロ　最近の車台及び車体の解体整備　年月日　工場名　自動車検査証有効期間　年　月　日から　年　月　日まで
9	道路状態	幅員　平たん・こう配・カーブ　直線・曲線　舗装の有・無及び良否
10	損害の程度	死者　人　重傷者　人　軽傷者　人　物的損害　車両その他　万円　万円
11	当時の状況及び処置	
12	事故の原因	
13	乗務員の氏名及び経験年数	職名　氏名　年齢　経験年数　年　月 職名　氏名　年齢　経験年数　年　月
14	自動車使用者又は整備管理者の意見	
※	備考	

※　整理番号

（日本標準規格A列4番型）

記入心得

(1)第1号及び第8号は記事欄の該当する文字を○で囲むこと。
(2)第10号の「物的損害」の「その他」には、損害賠償費自動車使用者側の治療費及び慰謝料を含む合計額を記入すること。
(3)第11号には、事故現場の見取図を附記すること。
(4)第11号から第14号までは、該当記事欄に記入しきれないときは、別紙を添附すること。
(5)第14号には当該事故発生の原因に関し自動車の点検及び整備並びに自動車車庫の管理の改善等整備管理者に関係のある事項については、整備管理者が記載し、乗務員の服務規律等自動車使用者に関係のある事項については、自動車使用者が記載すること。
(6)※印の欄には、記入しないこと。
(7)第1号の事故の種類は、次に掲げるものとし、二種以上の事故が併発したときは、事故の種類を連記すること。

1. 転落事故
2. 衝突事故（自動車が列車、軌道車、自動車、荷牛馬車、家屋、施設等に突き当つたもの）
3. 転覆事故（自動車が道路上において、道路面と三十五度以上傾斜したもの）
4. 接触事故（自動車が列車、軌道車、自動車、荷牛馬車、家屋、施設等と接触したもの）
5. 火災事故（自動車又は積載物品が火災を起したもの）
6. 死傷事故（自動車により、通行人等当該自動車に乗車していない者を死傷させたもの）
7. その他の事故

告　示

◉地方財政委員会告示第三十三号

競馬法（昭和二十三年七月十三日法律第百五十八号）第一條第一項第一号の規定により、地方競馬を行うことのできる市を次のように指定する。

昭和二十六年十二月二十日

地方財政委員会委員長　野村　秀雄

三鷹市

◉外国為替管理委員会告示第六号

外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第七條第四項の規定により、昭和二十五年外国為替管理委員会告示第三号中、連合王国通貨の直物売買相場を次のように改め、昭和二十六年十二月十九日から適用する。

昭和二十六年十二月二十日

外国為替管理委員会委員長代理　奥村竹之助

一　外国為替銀行間及び外国為替銀行と両替商又は郵便官署との間の直物売買相場

㈠　連合王国通貨一スターリング・ポンドにつき一、〇〇〇円八〇銭から一、〇一〇円二三銭までの間とする。

◉電波監理委員会告示第二千三百六十四号

第十八大洋丸無線局の免許人は、昭和二十六年二月六日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十六年十二月二十日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第六二四一号
二　免許人の名称　中川水産株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　枕崎漁業用海岸局、地方電気通信取扱局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項、電報の送受に関する通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
但し、無線電信については無期限
八　設置場所　第十八大洋丸（主たる停泊港　鹿児島）
九　呼出符号及び呼出名称　JFED　だいじゆうはちたいようまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一、A二、一、六二〇、一、九五〇、五七〇、五七〇、九五〇、一、六二〇、A三　水晶発振　A二　リツプル変調　A三　終段抑制格子変調　A一、A二　二五WW　A三　一〇W
十一　空中線の型式及び構成　T型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千三百六十五号

栄丸無線局の空中線電力は、昭和二十六年三月十三日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十六年十二月二十日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第六二七七号
二　免許人の氏名　岩切　栄
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　油津漁業用海岸局、地方電気通信取扱局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項、電報の送受に関する通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　設置所　栄丸（主たる停泊港　青島）
九　呼出符号及び呼出名称　JRKD　さかえる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一、A二、一、五七〇、一、六二〇、一、九五〇、三、七〇〇、A三　水晶発振　A二、A三　終段抑制格子変調　A一、A二　五〇WW　A三　二五WW
十一　空中線の型式及び構成　T型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千三百六十六号

第一新興丸無線局の空中線電力は、昭和二十六年八月七日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十六年十二月二十日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第六一八〇号
二　免許人の名称　日本水産株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　戸畑漁業用海岸局、地方電気通信取扱局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項、電報の送受に関する通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　設置場所　第一新興丸（主たる停泊港　戸畑）
九　呼出符号及び呼出名称　JPCC　だいいちしんこうまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一、A二、一、五七〇、一、八〇〇、二、六五〇、一、五七〇、一、八〇〇、二、六五〇　水晶発振　A二、A三　終段抑制格子変調　A一、A二　二五WW　A三　七・五W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千三百六十七号

第一福田丸無線局の周波数は、昭和二十六年三月十三日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十六年十二月二十日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第六四一九号
二　免許人の名称　川南工業株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　長崎漁業用海岸局、地方電気通信取扱局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項、電報の送受に関する通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　設置場所　第一福田丸（主たる停泊港　長崎）
九　呼出符号及び呼出名称　JFFV　だいいちふくだまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一、A二、一、五七〇、一、八〇〇、二、六五〇、一、五七〇、一、八〇〇、二、六五〇、一、九五〇、三、七〇〇、A三　水晶発振　A二　リツプル変調　A三　終段抑制格子変調　A一、A二　二五WW　A三　一〇W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千三百六十八号

第七長栄丸無線局の周波数は、昭和二十六年二月二十二日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十六年十二月二十日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第六四八〇号
二　免許人の名称　長栄漁業株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　設置場所　第七長栄丸（主たる停泊港　式見）
九　呼出名称　だいしちちようえいまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A三　一、六一〇kc、二、五四五kc、七八五kc　水晶発振　終段陽極変調　二五W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千三百六十九号

舞鶴丸無線局の周波数は、昭和二十六年二月十六日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十六年十二月二十日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第六二九〇号
二　承認を受けた者　佐賀県
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業の指導監督に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　佐賀県所属水産事業指導用海岸局、地方電気通信取扱局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業の指導監督及び船舶の航行に関する事項、電報の送受に関する通信
七　承認の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　設置場所　舞鶴丸（主たる停泊港　唐津）
九　呼出符号及び呼出名称　JHJZ　まいずるまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一、一、五四〇kc、五五二kc、一、九三〇kc、一、六一〇kc、一、五五七kc、一、九五〇kc、二、六一〇kc、二、四四〇kc、二、七八五kc　水晶発振　A二、A三　終段抑制格子変調　A一、A二　七五WW　A三　二五WW
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千三百七十号

福壽丸無線局の周波数は、昭和二十六年二月十三日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十六年十二月二十日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第六二七九号
二　免許人の氏名　波戸口貞夫
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　枕崎漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　設置場所　福壽丸（主たる停泊港　串木野）
九　呼出名称　ふくじゆまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A三　一、六一〇kc、一、六二〇kc、一、九五〇kc　水晶発振　終段抑制格子変調　二五W
十一　空中線の型式及び構成　T型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千三百七十一号

第一御岳丸無線局の周波数は、昭和二十六年九月七日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十六年十二月二十日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第一一四六号
二　免許人の氏名　和泉竹松
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　千葉県無線漁業協同組合所属海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　設置場所　第一御岳丸（主たる停泊港　銚子）
九　呼出名称　いちごうおんたけまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A三　一、四四〇kc、二、五四五kc、二、六五〇kc、二、七八五kc　水晶発振　終段抑制格子変調　二五W
十一　空中線の型式及び構成　T型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千三百七十二号

第二成庄丸無線局の周波数は、昭和二十六年九月七日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十六年十二月二十日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第一六〇三号
二　免許人の氏名　滝井庄三郎
三　無線局の種別　船舶局

四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 千葉県無線漁業協同組合所属海岸局、漁船の船舶局
六 通信事項 船舶の航行に関する事項、漁業通信
七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
八 設置場所 第二成庄丸(主たる停泊港 銚子)
九 呼出名称 ふかいにごうせいしようまる
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A三 一、六二〇kc 二、四四〇kc 二、五四五kc 二、六五〇kc 二、七八五kc 水晶発振 終段抑制格子変調 三〇W
十一 空中線の型式及び構成 T型
十二 運用許容時間 常時

◎電波監理委員会告示第二千三百七十三号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十六年十二月二十日 電波監理委員会委員長 富安 謙次
一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年九月十日 第五一七一号
二 免許人の氏名 久保米一郎
三 無線局の種別 船舶局
四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 室戸漁業用海岸局、漁船の船舶局
六 通信事項 漁船の航行に関する事項、漁業通信
七 免許の有効期限 昭和三十一年九月九日
八 設置場所 第三久保丸(主たる停泊港 室戸)
九 呼出符号及び呼出名称 JRTM だいさんくぼまる
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一 一、九〇五kc 三、七〇〇kc 五、七〇〇kc 水晶発振 A二、A三 終段抑制格子変調 A一 五〇W
A二、A三 一二五W
十一 空中線の型式及び構成 逆L型
十二 運用許容時間 常時

◎電波監理委員会告示第二千三百七十四号
第二大洋丸無線局の免許人は、昭和二十六年二月六日変更した。
変更後の現状は、次の通りである。
昭和二十六年十二月二十日 電波監理委員会委員長 富安 謙次
一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第六二四二号
二 免許人の名称 中川水産株式会社
三 無線局の種別 船舶局
四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 枕崎漁業用海岸局、地方電気通信取扱局、漁船の船舶局
六 通信事項 漁業通信、船舶の航行に関する事項、電報の送受に関する通信
七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
但し、無線電信については無期限
八 設置場所 第二大洋丸(主たる停泊港 鹿児島)
九 呼出符号及び呼出名称 JFKD だいにたいようまる
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一、A二 三、七七五kc 四、〇〇五kc 四、二五五kc 五、〇〇七kc 五、五〇八kc 五、七〇〇kc 九、五〇五kc 水晶発振 A二 主発振 A三 リツプル変調 終段抑制格子変調 A一、A二 但し、三、七〇〇kcは一〇〇W 四〇W
十一 空中線の型式及び構成 T型
十二 運用許容時間 常時

◎電波監理委員会告示第二千三百七十五号
第五十一大洋丸無線局の免許人は、昭和二十六年二月六日変更した。
変更後の現状は、次の通りである。
昭和二十六年十二月二十日 電波監理委員会委員長 富安 謙次
一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第六二六六号
二 免許人の名称 中川水産株式会社
三 無線局の種別 船舶局
四 無線局の目的 枕崎漁業用海岸局、地方電気通信取扱局、漁船の船舶局
五 通信の相手方 漁業通信、船舶の航行に関する事項、電報の送受に関する通信
六 通信事項 昭和二十八年五月三十一日 第五十一大洋丸(主たる停泊港 鹿児島)
七 承認の有効期限 昭和三十一年九月九日
八 設置場所 第五十一大洋丸(主たる停泊港 室戸)
九 呼出符号及び呼出名称 JRTW だいごじゅういちたいようまる
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一、A二 三、七七五kc 四、〇〇五kc 四、二五五kc 五、〇〇七kc 五、五〇八kc 五、七〇〇kc 九、五〇五kc 主発振 A二 リツプル変調 水晶発振 A三 終段抑制格子変調 A一、A二 一二五WW
A一、A二、A三 一、六二〇kc 一、六二〇kc 一、九五五kc 水晶発振 A二、A三 終段抑制格子変調 A一、A二、A三 一〇WW
十一 空中線の型式及び構成 逆L型
十二 運用許容時間 常時

◎電波監理委員会告示第二千三百七十六号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十六年十二月二十日 電波監理委員会委員長 富安 謙次
一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年九月二十一日 第一五八九号
二 承認を受けた者 海上保安庁
三 無線局の種別 船舶局
四 無線局の目的 海上保安業務に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 海上保安庁所属海岸局、同所属船舶局
六 通信事項 海上保安庁法第二條第一項に規定する事務に関する事項
七 承認の有効期限 昭和三十一年九月二十日

八 設置場所 もがみ(主たる停泊港 東京)
九 呼出符号及び呼出名称 JIJK じゅんしせんもがみ
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一、A二 三、七七五kc 四、〇〇五kc 四、二五五kc 五、〇〇七kc 五、五〇八kc 五、七〇〇kc 九、五〇五kc 第一装置 A二 第二装置 A二、A三 水晶発振 終段抑制格子変調 A一、A二 但し、一、五七〇kcは一、六一〇kc 一、六二〇kcは五〇W 三〇W
A一 一、六二〇kc 一、六二〇kc 一、九五五kc 二、〇七〇kc 二、一九五kc 二、五四五kc 二、五五七kc 二、六五〇kc 二、六五〇kc 二、七八五kc 第一装置 A二 第二装置 A二、A三 水晶発振 終段抑制格子変調 A一、A二 但し、一、五七〇kcは一、六一〇kc 一、六二〇kcは五〇W 三〇W
A三 二、一四〇kc 二、六五〇kc 二、七八五kc 水晶発振 終段陽極変調 一〇W
十一 空中線の型式及び構成 ホイップ
十二 運用許容時間 常時

◎電波監理委員会告示第二千三百七十七号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十六年十二月二十日 電波監理委員会委員長 富安 謙次
一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年八月十三日 第一五二四号
二 承認を受けた者 海上保安庁
三 無線局の種別 船舶局
四 無線局の目的 海上保安業務に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 海上保安庁所属海岸局、同所属船舶局
六 通信事項 海上保安庁法第二條第一項及び第三十五條第一項に規定する事務に関する事項
七 承認の有効期限 昭和三十年八月三十二日
八 設置場所 いそぎく(主たる停泊港 東京)
九 呼出名称 いそぎく
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A三 二、一四〇kc 二、六五〇kc 二、七八五kc 水晶発振 終段陽極変調 一〇W
十一 空中線の型式及び構成 ホイップ
十二 運用許容時間 常時

◎電波監理委員会告示第二千三百七十八号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十六年十二月二十日 電波監理委員会委員長 富安 謙次
一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年九月九日 第四二八二号
二 免許人の名称 三洋水産株式会社
三 無線局の種別 船舶局
四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 下関漁業用海岸局、漁船の船舶局
六 通信事項 漁業通信
七 免許の有効期限 昭和三十一年九月八日
八 設置場所 第六扶桑丸(主たる停泊港 関門港(下関区))
九 呼出符号及び呼出名称 JNLD だいろくふそうまる
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一 一、六一〇kc 二、五〇〇kc 五、五〇〇kc 七、二〇〇kc 一、五八〇kc 一、六一〇kc 水晶発振 A二、A三 終段抑制格子変調 A一、A二 A三 一二五WW 一〇WW
十一 空中線の型式及び構成 逆L型
十二 運用許容時間 常時

◎宮内庁告示第十四号
昭和二十七年元日の祝賀は、大喪中につき、受けさせられない。
昭和二十六年十二月二十日
宮内庁長官 田島 道治

◎法務府告示第四百八十六号
昭和二十五年法務府告示第百二十号(監獄法施行規則第百七十九條第一項の規定により受刑者の死体を解剖のため送付すべき学校を指定する告示)の一部を次のように改正する。
昭和二十六年十二月二十日
法務総裁 大橋 武夫
「京都府立医科大学」を「京都府立医科大学」、「福島県立医科大学」を「山口県立医科大学」に改める。

◎大蔵省告示第千九百七十八号
日本銀行法(昭和十七年法律第六十七号)第三十條第一項の規定に基き、昭和二十六年十二月十六日以降における日本銀行券の発行限度を四千七百億円と定める。
昭和二十六年十二月二十日
大蔵大臣 池田 勇人

◎大蔵省告示第千九百七十九号
連合国財産である株式の回復に関する政令(昭和二十四年政令第三百十号)第七條第一項の規定により、次の特定株式の株券を発行会社に提出する期限を昭和二十六年十二月二十一日と指定する。
昭和二十六年十二月二十日
大蔵大臣 池田 勇人

種類	数量
大日本麦酒株式会社株式(額面株式、券面額五十円)	三百一株
東京海上火災保険株式会社株式(額面株式、券面額五十円)	五千八十五株

◉大蔵省告示第千九百八十号

連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）第十三條第一項第一号の規定により、シェル石油株式会社（神奈川県横浜市中区山下町五十八番地）が有する左の財産に関する管理人 朝日信託銀行株式会社（東京都千代田区丸の内二丁目六番地）を昭和二十六年十二月二十日に解任した。

昭和二十六年十二月二十日

大蔵大臣 池田 勇人

	種類	数量	所在地
一	動産	二点	福岡県八幡市大字折尾町千五百七十二番地の二
二	同右	一点	福岡県福岡市比恵平田町六十六番地
三	同右	二点	同所大字春吉八百六十二番地

◉大蔵省告示第千九百八十一号

酒税法施行規則（昭和十五年勅令第百四十五号）第十六條第一項の規定に基き、酒類の級別及び類別の決定に関する告示（昭和十八年四月大蔵省告示第百三十五号）の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十二月二十日

大蔵大臣 池田 勇人

別表二雄渾の項中「雄渾」を「雄渾 岩手川」に、同表醪酵盛の項中「醪酵盛」を「甘醪 酵盛」に改める。

同表中特撰大笑の項の次に次の一項を加える。

鈴峰 同 清水清三郎

同表中自慢桜の項中「自慢桜」を「自慢桜 新鶴」に改める。

◉大蔵省告示第千九百八十二号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、煙山村農協第一回七福定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十二月二十日

大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 煙山村農協第一回七福定期貯金

二 條件
(一)契約期間 一年
(二)預入金額 一口千円
(三)利息 付けない。
三 取扱の時期 昭和二十六年十二月二十六日から同二十七年一月二十五日まで。
四 割増金 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権三百個をもつて一組とし、各十組につき次のとおりとする。但し、特等は、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
特等	一〇〇〇〇円	一本
一等	一、〇〇〇	九
二等	五〇〇	四〇
三等	一〇〇	一五〇
四等	六〇	三〇〇
五等	四〇	二、五〇〇
計		三、〇〇〇

五 抽せん期日 昭和二十七年二月三日
六 割増金の支拂開始期日 昭和二十七年二月十一日
七 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第千九百八十三号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、京都農協講和記念定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十二月二十日

大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 京都農協講和記念定期貯金
二 條件
(一)契約期間 一年
(二)預入金額 一口千円
(三)利息 付けない。
三 取扱の時期 昭和二十六年十二月二十六日から同二十七年二月十五日まで。
四 割増金 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
一等	五、〇〇〇円	一本
二等	一、〇〇〇	三
三等	五〇〇	一〇
四等	一〇〇	四〇
五等	四〇	九四六
計		一、〇〇〇

五 抽せん期日 昭和二十七年二月二十日
六 割増金の支拂開始期日 昭和二十七年二月二十五日
七 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第千九百八十四号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、共栄信用組合第一回大当定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十二月二十日

大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 共栄信用組合第一回大当定期貯金
二 條件
(一)契約期間 六月
(二)預入金額 一口千円
(三)利息 付けない。
三 取扱の時期 昭和二十六年十二月二十六日から同二十七年二月二十日まで。
四 割増金品 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金品	当せんの数
一等A賞	自転車 一台	一本
一等B賞	洋服地 一着分	一
一等C賞	洋服たんす一さお	一
二等A賞	手さげ鞄 一個	二
二等B賞	めいせん 一反	二
三等	一〇〇円	五〇
四等	五〇円	二五〇
五等	二〇円	九、六九五
計		一〇、〇〇〇

五 抽せん期日 昭和二十七年三月一日
六 割増金品の支拂開始期日 昭和二十七年三月十日
七 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第千九百八十五号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、八十二銀行第十五回開運定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十二月二十日

大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 八十二銀行第十五回開運定期預金
二 條件
(一)契約期間 六月
(二)預入金額 一口千円
(三)利息 付けない。
三 取扱の時期 昭和二十六年十二月二十六日から同二十七年二月二十六日まで。
四 割増金 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各二十組につき次のとおりとする。但し、特賞及び一等は、二等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
特賞	一〇〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇、〇〇〇	一
二等	二、〇〇〇	一八
三等	二五〇	四〇〇
四等	一〇〇	二、〇〇〇
五等	三〇	四〇、〇〇〇
六等	二〇	一五七、五八〇
計		二〇〇、〇〇〇

五 抽せん期日 昭和二十七年三月十二日
六 割増金の支拂開始期日 昭和二十七年三月二十二日
七 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第千九百八十六号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、第五回佐賀県農協みずほ定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十二月二十日

大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 第五回佐賀県農協みずほ定期貯金
二 條件
(一)契約期間 六月
(二)預入金額 一口千円
(三)利息 付けない。
三 取扱の時期 昭和二十七年一月二日から同年二月二十九日まで。
四 割増金 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権五千個をもつて一組とし、各百組につき次のとおりとする。但し、特等金賞及び特等銀賞は、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
特等金賞	三〇〇、〇〇〇円	一本
特等銀賞	一〇、〇〇〇	九
一等	五、〇〇〇	九〇
二等	一、〇〇〇	一、〇〇〇
三等	五〇	五〇、〇〇〇
四等	二〇	四四八、九〇〇
計		五〇〇、〇〇〇

五 抽せん期日 昭和二十七年三月九日
六 割増金の支拂開始期日 昭和二十七年三月十七日
七 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第千九百八十七号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條の規定により、新宝来無盡の細目を定める告示（昭和二十六年九月大蔵省告示第千三百五十四号）の一部を次のように改める。

昭和二十六年十二月二十日

大蔵大臣 池田 勇人

等級	割増金	当せんの数
幸運賞	五〇〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇〇、〇〇〇	一
二等	一〇、〇〇〇	八

三 取扱の時期中「昭和二十六年十二月三十一日」を「昭和二十七年三月三十一日」に改める。

◉大蔵省告示第千九百八十八号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條の規定により、東邦幸運特約附生命保険の細目を定める告示（昭和二十六年九月大蔵省告示第千三百五十五号）の一部を次のように改める。

昭和二十六年十二月二十日

大蔵大臣 池田 勇人

三 取扱の時期中「昭和二十六年十二月三十一日」を「昭和二十七年三月三十一日」に改める。

◉大蔵省告示第千九百八十九号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、第三回協和日の丸定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十二月二十日

大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 第三回協和日の丸定期預金
二 條件
(一)契約期間 六月
(二)預入金額 一口千円
(三)利息 付けない。
三 取扱の時期 昭和二十七年一月四日から同年二月二十九日まで。
四 割増金 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権五万個をもつて一組とし、各十組につき次のとおりとする。但し、幸運賞及び一等は、二等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
幸運賞	五〇〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇〇、〇〇〇	一
二等	一〇、〇〇〇	一〇
三等	一、〇〇〇	五〇
四等	一〇〇	五〇〇
五等	四〇	九四六
計		一、〇〇〇

五 抽せん期日 昭和二十七年二月二十日
六 割増金の支拂開始期日 昭和二十七年二月二十五日
七 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第千九百九十号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、第一銀行第十六回明星定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十二月二十日

大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 第一銀行第十六回明星定期預金
二 條件
(一)契約期間 六月
(二)預入金額 一口千円
(三)利息 付けない。
三 取扱の時期 昭和二十七年一月四日から同年二月二十九日まで。
四 割増金 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権五万個をもつて一組とし、各十組につき次のとおりとする。但し、特賞は、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
特賞	三〇〇、〇〇〇円	一本
一等	二〇、〇〇〇	九
二等	一〇、〇〇〇	一〇
三等	一、〇〇〇	五〇
四等	一〇〇	五〇〇
五等	四〇	四四四、四四〇
計		五〇〇、〇〇〇

五 抽せん期日 昭和二十七年三月十一日
六 割増金の支拂開始期日 昭和二十七年三月二十日
七 預金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉文部省告示第六十七号

大学設置審議会の答申に基いて、学校教育法第四條により、昭和二十六年一月三十一日付で次の大学の設置を認可した。

昭和二十六年十二月二十日

文部大臣 天野 貞祐

一、位置 島根県松江市
二、設置者 島根県
三、学部学科 農学部 農学課程、林学課程、農林経済学課程
四、修業年限 四年
五、開設学年 第一学年
六、開設時期 昭和二十六年度

◉文部省告示第六十八号

大学設置審議会の答申に基いて、学校教育法第四條により、昭和二十六年一月三十一日付で次の大学の学部増設を認可した。

昭和二十六年十二月二十日

文部大臣 天野 貞祐

中央大学
一、増設学部の名称 文学部文学科第一部・第二部、史学科
二、増設学部の位置 東京都千代田区駿河台三丁目九番地
三、増設学部の修業年限 第一部は四年、第二部は四年以上
四、増設学部の開設学年 第一学年
五、増設学部の開設時期 昭和二十六年度

国学院大学
一、増設学部の名称 政経学部第二部 政治学専攻、経済学専攻
二、増設学部の位置 東京都渋谷区若木町九番地
三、増設学部の修業年限 〃 新宿区下落合四の二一七番地 四年以上
四、増設学部の開設学年 第一学年
五、増設学部の開設時期 昭和二十六年度

東洋大学
一、増設学部の名称 文経学部第二部 国文学科、社会学科、経済学科
二、増設学部の位置 東京都文京区原町五番地
三、増設学部の修業年限 四年以上
四、増設学部の開設学年 第一学年、第二学年
五、増設学部の開設時期 昭和二十六年度

関西学院大学
一、増設学部の名称 商学部
二、増設学部の位置 兵庫県西宮市神呪字南大西八番地
三、増設学部の修業年限 四年
四、増設学部の開設学年 第一学年、第二学年、第三学年
五、増設学部の開設時期 昭和二十六年度

大阪経済大学
一、増設学部の名称 経済学部 経済学科第二部
二、増設学部の位置 大阪市東淀川区大隅通り七九
三、増設学部の修業年限 四年以上
四、増設学部の開設学年 第一学年
五、増設学部の開設時期 昭和二十六年度

◎文部省告示第六十九号

大学設置審議会の答申に基いて、学校教育法第四條により、昭和二十六年一月三十一日付で次の短期大学の設置を認可した。

昭和二十六年十二月二十日

文部大臣　天野　貞祐

兵庫県農業短期大学

一、位　置　兵庫県加古川市平岡町新在家

二、設置者　兵庫県

三、学　科　農業科　農業専攻、園芸専攻

四、修業年限　二年

五、開設学年　第一学年

六、開設時期　昭和二十六年度

長崎県立佐世保商科短期大学

一、位　置　長崎県佐世保市梅田町一番地

長崎県佐世保市比良町三七一番地

二、設置者　長崎県

三、学　科　商科

四、修業年限　第一部二年、第二部三年

五、開設学年　第一部は第一学年、第二部は第一・第二学年

六、開設時期　昭和二十六年度

会津短期大学

一、位　置　福島県若松市栄町七三一番地

二、設置者　福島県

三、学　科　商科

四、修業年限　二年

五、開設学年　第一学年

六、開設時期　昭和二十六年度

北九州外国語大学短期大学部

一、位　置　福岡県小倉市北方

二、設置者　小倉市

三、学　科　英語商業科第二部

四、修業年限　二年を超えること

五、開設学年　第一学年

六、開設時期　昭和二十六年度

盛岡短期大学

一、位　置　岩手県盛岡市新庄田中五一番地

二、設置者　岩手県

三、学　科　家政科、美術工芸科

四、修業年限　家政科二年、美術工芸科三年

五、開設学年　家政科　第一学年、第二学年　美術工芸科　第一学年

六、開設時期　昭和二十六年度

◎文部省告示第七十号

大学設置審議会の答申に基いて、学校教育法第四條により、昭和二十六年二月二十七日付で次の短期大学の設置を認可した。

昭和二十六年十二月二十日

文部大臣　天野　貞祐

浜松短期大学

一、位　置　静岡県浜松市高林町二三六六番地

二、設置者　学校法人　興誠学園

三、学　科　商科

四、修業年限　二年

五、開設学年　第一学年

六、開設時期　昭和二十六年度

大手前女子短期大学

一、位　置　大阪市東区大手前ノ町二の一〇

二、設置者　学校法人　大手前女子学園

三、学　科　服飾科

四、修業年限　二年

五、開設学年　第一学年

六、開設時期　昭和二十六年度

岡山女子短期大学

一、位　置　岡山県浅口郡六條院町大字中区二三五八番地

二、設置者　学校法人　原田学園

三、学　科　家政科

四、修業年限　二年

五、開設学年　第一学年

六、開設時期　昭和二十六年度

山梨学院短期大学

一、位　置　山梨県甲府市酒折町五〇二番地

二、設置者　学校法人　山梨学院

三、学　科　栄養科

四、修業年限　二年

五、開設学年　第一学年

六、開設時期　昭和二十六年度

作陽短期大学

一、位　置　岡山県津山市横山朝伏

二、設置者　学校法人　作陽学園

三、学　科　家庭科

四、修業年限　二年

五、開設学年　第一学年

六、開設時期　昭和二十六年度

美作短期大学

一、位　置　岡山県津山市山北五〇〇番地

二、設置者　学校法人　苫津学園

三、学　科　家政科

四、修業年限　二年

五、開設学年　第一学年

六、開設時期　昭和二十六年度

三島学園女子短期大学

一、位　置　宮城県仙台市清水小路三番地

二、設置者　学校法人　三島学園

三、学　科　被服科

四、修業年限　二年

五、開設学年　第一学年、第二学年

六、開設時期　昭和二十六年度

聖和学園短期大学

一、位　置　宮城県仙台市木ノ下七三番地

二、設置者　学校法人　聖和学園

三、学　科　国文科、被服科

四、修業年限　二年

五、開設学年　第一学年

六、開設時期　昭和二十六年度

◎文部省告示第七十一号

大学設置審議会の答申に基いて、学校教育法第四條により、昭和二十六年三月一日付で次の大学の設置を認可した。

昭和二十六年十二月二十日

文部大臣　天野　貞祐

順天堂大学

一、位　置　東京都文京区本郷一丁目一番地

千葉県千葉郡津田沼町

藤崎字芝山四五四番地

二、設置者　学校法人　順天堂医科大学

三、学部学科　学部　体育学部

体育学専攻、健康教育学専攻

四、修業年限　四年

五、開設学年　第一学年

六、開設時期　昭和二十六年度

◎文部省告示第七十二号

大学設置審議会の答申に基いて、学校教育法第四條により、昭和二十六年三月八日付で次の短期大学の設置を認可した。

昭和二十六年十二月二十日

文部大臣　天野　貞祐

宝仙学園短期大学

一、位　置　東京都中野区宮前町四六番地

二、設置者　学校法人　宝仙学園

三、学　科　保育科

四、修業年限　二年

五、開設学年　第一学年

六、開設時期　昭和二十六年度

北星学園女子短期大学

一、位　置　北海道札幌市南五條西十七丁目一三一九番地

二、設置者　学校法人　北星学園

三、学　科　英文科

四、修業年限　二年

五、開設学年　第一学年

六、開設時期　昭和二十六年度

◎運輸省告示第三百二十五号

日本船舶国際通信書使用ノ件（昭和八年通信書令第三十四号）に基く国際通信書信号簡については、現行の昭和八年刊行のものを近く改訂するが、その改正点は次の通りである。

昭和二十六年十二月二十日

運輸大臣　山崎　猛

上巻二頁緒言一五段目「帝国政府」を「本邦ニ於テ」に改め、二五段以下を削る。

上巻三頁信号簡総目次上巻目次1旗章の項中「帝国海軍旗章……頁(5)」を「削除……頁(欠)」に、同目次中「2各国航空標識……(15)」を「2削除……(欠)」に改める。

同四頁下巻目次8地名表の項中「日本地名表《地方別》」を「日本及日本近接地方地名表」に、「満洲国及中華民国地名表《地方別》」を「2満洲国及中華民国地名表」に、「日本及日本近接地方地名表《地方別》」を「日本近接地方地名表」に、同目次附録乙《本邦制定の信号》の項中「2船舶通航信号及潮流信号」を「2船舶通航、潮流信号規程」に改め、同頁の欄外下「(4)」の次に「(5頁カラ8頁マデ欠)」を加える。

同五頁から八頁までを削る。

同九頁から一六頁までを次のように改める。

（次のようは、省略）

同一七頁及び一八頁を削る。

下巻二九三頁欄外上日本地名表《地方別》及び同二九四頁から二九九頁までの欄外上「日本地名表」をそれぞれ「日本及日本近接地方地名表」に改める。

同二九三頁索引の欄及び同二九九頁中「11関東半島《日本租借地》」を「11関東半島」に、「12南洋群島《日本委任統治》」を「12南洋群島」に改める。

同三〇〇頁から三〇二頁までの欄外上「満洲国及中華民国地名表《地方別》」、「満洲国及中華民国地名表《地方別》」及び「満洲国及中華民国地名表」を「日本及日本近接地方地名表」に改める。

同附録乙の表紙中「2船舶通航信号及潮流信号」を「2船舶通航、潮流信号規程」に改め、同三一一頁から三一五頁までを次のように改める。

（次のように」は、省略）

同三一五頁の次に次のように加える。

（次のように」は、省略）

◎電気通信省告示第二百六十二号

昭和二十六年十二月六日から、次の郵便局に電話通話事務を開始した。

昭和二十六年十二月二十日

電気通信大臣　佐藤　栄作

名　称　位　置

浮島郵便局　茨城県稲敷郡浮島村

訓　令

◎経済安定本部訓令第二十六号

各　庁

指定輸入生活物資確保に関する件（昭和二十五年経済安定本部訓令第二十七号）を次のとおり廃止する。

昭和二十六年十二月二十日

経済安定本部総裁　吉田　茂

指定輸入生活物資確保に関する件（昭和二十五年経済安定本部訓令第二十七号）は、廃止する。

附　則

1　この訓令は、公布の日から施行する。

2　旧訓令第十六條第二項の規定は、この訓令施行後も昭和二十七年一月十日までなおその効力を有する。

正　誤

昭和二十二年三月十七日大蔵省、外務省、商工省、厚生省告示第一号中「薬科用品統制株式会社」の、同年六月十日総理庁、大蔵省、商工省、告示第一号中「日本鉄鋼協議会」は「社団法人日本鉄鋼協議会」の、昭和二十三年四月二十日正誤欄大蔵省、農林省、商工省の部中一二七頁一段終りから三行「東日本造花工業協同組合」は「東日本輸出造花工業協同組合」のいずれも誤り。

大蔵省官報報告主任

叙任及び辞令

○総　理　府

（各通）日本学術会議会員　木原　均

同　藤岡　由夫

インド国へ出張を命ずる（十二月十七日）

石坂　泰三

岩田　宙造

尾高・朝雄

小林　次郎

小山　完吾

次田大三郎

（各通）

公職資格訴願審査会委員に任命する（十二月十八日）

◎昭和二十六年十二月十六日

大蔵事務官　小幡　琢也

総理府事務官に任命する

総理府事務官　小幡　琢也

九級三号俸を給する

公正取引委員会事務局商事部国際取引課勤務を命ずる（十二月十六日）

○通商産業省

商工組合中央金庫理事を命ずる

安江　一馬

（各通）

伊藤英三郎

敎原　三郎

商工組合中央金庫監事を命ずる（以上十一月二十九日）

通商産業技官　小池　茂行

顧に依り本官を免ずる（十一月三十日）

通商産業事務官　渡辺　崇明

広島通商産業局勤務を命ずる（十二月一日）

通商産業技官　加藤　四郎

資源庁へ出向を命ずる

通商産業事務官　奥山　敏夫

通商企業局賠償課長離務を命ずる（以上十二月十五日）

皇室事項

◎講書始の儀及び歌会始の儀　昭和二十七年講書始の儀及び歌会始の儀は、大喪中につき、行わせられない。

公共企業体事項

○日本国有鉄道

◎日本国有鉄道公示第343号

北海道向けみかんに対する割引賃率を次のように定める。

昭和26年12月20日

日本国有鉄道総裁　長崎惣之助

（内容省略。但し、昭和26年12月20日鉄道公報参照）

◎日本国有鉄道公示第346号

昭和26年12月20日から古川線吉岡・仙台間において、次の貨物運送を開始する。

昭和26年12月20日

日本国有鉄道総裁　長崎惣之助

1　停車場及びキロ程

停車場名	所在地	キロ程
吉岡（古川線起点停車場）		
嵩谷	宮城県黒川郡富谷村大字嵩谷	吉岡・嵩谷間　6キロメートル
北仙台（仙山線既設停車場）		嵩谷・北仙台間　15〃
仙台（東北本線既設停車場）		北仙台・仙台間　4〃

2　取扱範囲

前号の停車場中吉岡、北仙台及び仙台の各停車場においては一般運輸営業を、その他の停車場においては旅客に限り取扱をする。

◎日本国有鉄道公示第344号

りんごに対する割引賃率を次のように改める。

昭和26年12月20日

日本国有鉄道総裁　長崎惣之助

（内容省略。但し、昭和26年12月20日鉄道公報参照）

◎日本国有鉄道公示第345号

国鉄自動車路線名称（昭和24年6月日本国有鉄道公示第31号）の一部を次のように改正する。

昭和26年12月20日

日本国有鉄道総裁　長崎惣之助

古川線の部中「一ノ関吉岡間」を「一ノ関仙台間」に改める。

◎日本国有鉄道公示第347号

旅客及び荷物運送規則（昭和25年5月日本国有鉄道公示第110号）の一部を次のように改正する。

昭和26年12月20日

日本国有鉄道総裁　長崎惣之助

（内容省略。但し、昭和26年12月20日鉄道公報参照）

法務府公告

○押収物還付公告

可部区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十六年押第一〇五〇号（氏名不詳食糧管理法違反事件）

一、換価金　八百七十五円

○同押第一〇四九号（同）

一、換価金　七百十五円

紙袋　一枚

姫路区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十六年押第九九八号（氏名不詳食糧管理法違反事件）

一、換価金　千七百三円

○同押第一〇〇〇号（同）

二、同　五円

○同押第九九九号（同）

一、同　四万二千百四十九円

二、同　二百円

○同押第一〇〇一号（同）

一、同　三千七百円

二、同　四百五十円

○同押第一〇〇二号（同）

一、同　四千五百七十六円

二、同　十円

○同押第一〇〇三号（同）

一、同　六千四百十八円

二、同　十円

○同押第一〇〇四号（同）

一、同　千五百六十二円

○同押第一〇〇五号（同）

一、同　六千三百八十一円

○同押第一〇〇六号（同）

一、同　千五百八十六円

○同押第一〇〇七号（金万玉同）

一、同　二千五百三十三円

○同押第一〇〇八号（野中音吉同）

一、同　千三百四十五円

○同押第一〇〇九号（同）

一、換価金　千三百五十二円

○同押第一〇一〇号（中井正夫同）

一、同　九百九十三円

○同押第一〇一一号（山下秀夫同）

一、同　三千七百八十五円

○同押第一〇一二号（氏名不詳同）

一、同　三万千三百八十五円

○同押第一〇一三号（同）

一、同　三千四百五十三円

○同押第一〇一四号（同）

一、同　二万六千五百三十一円

○同押第一〇一五号（同）

一、同　二万四千十一円

○同押第一〇一六号（裘永伊同）

一、同　三千百七十二円

○同押第一〇一七号（氏名不詳同）

一、同　二万三千八十五円

○同押第一〇一八号（同）

一、同　一万六千七百二十四円

○同押第一〇一九号（同）

一、同　五千八十六円

○同押第一〇二〇号（同）

一、同　八百八十六円

○同押第一〇二一号（同）

一、同　二千七百四十一円

○同押第一〇二二号（野中音吉同）

一、同　一千三百四十五円

○同押第一〇二三号（氏名不詳同）

一、換価金　八百七十五円

○同押第一〇二四号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二五号（同）

一、換価金　一枚

○同押第一〇二六号（氏名不詳同）

一、同　一枚

○同押第一〇二七号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二八号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二九号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三〇号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三一号（同）

一、換価金　一千二百六十三円

○同押第一〇三二号（同）

一、同　二千三百二十三円

○同押第一〇三三号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三四号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三五号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三六号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三七号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三八号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三九号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇四〇号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇四一号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇四二号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇四三号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇四四号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇四五号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇四六号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇四七号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇四八号（同）

一、換価金　一千六百二十三円

○同押第一〇四九号（同）

一、同　十一枚

○同押第一〇五〇号（氏名不詳食糧管理法違反事件）

一、換価金　八百七十五円

○同押第一〇五一号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇五二号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇五三号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇五四号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇五五号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇五六号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇五七号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇五八号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇五九号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇六〇号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇六一号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇六二号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇六三号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇六四号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇六五号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇六六号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇六七号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇六八号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇六九号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇七〇号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇七一号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇七二号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇七三号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇七四号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇七五号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇七六号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇七七号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇七八号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇七九号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇八〇号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇八一号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇八二号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇八三号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇八四号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇八五号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇八六号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇八七号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇八八号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇八九号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇九〇号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇九一号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇九二号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇九三号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇九四号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇九五号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇九六号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇九七号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇九八号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇九九号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一〇〇号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一〇一号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一〇二号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一〇三号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一〇四号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一〇五号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一〇六号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一〇七号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一〇八号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一〇九号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一一〇号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一一一号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一一二号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一一三号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一一四号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一一五号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一一六号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一一七号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一一八号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一一九号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一二〇号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一二一号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一二二号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一二三号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一二四号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一二五号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一二六号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一二七号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一二八号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一二九号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一三〇号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一三一号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一三二号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一三三号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一三四号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一三五号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一三六号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一三七号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一三八号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一三九号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一四〇号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一四一号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一四二号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一四三号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一四四号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一四五号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一四六号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一四七号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一四八号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一四九号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一五〇号（氏名不詳食糧管理法違反事件）

一、換価金　八百七十五円

○同押第一〇一五一号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一五二号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一五三号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一五四号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一五五号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一五六号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一五七号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一五八号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一五九号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一六〇号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一六一号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一六二号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一六三号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一六四号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一六五号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一六六号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一六七号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一六八号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一六九号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一七〇号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一七一号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一七二号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一七三号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一七四号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一七五号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一七六号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一七七号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一七八号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一七九号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一八〇号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一八一号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一八二号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一八三号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一八四号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一八五号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一八六号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一八七号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一八八号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一八九号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一九〇号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一九一号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一九二号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一九三号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一九四号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一九五号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一九六号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一九七号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一九八号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇一九九号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二〇〇号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二〇一号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二〇二号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二〇三号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二〇四号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二〇五号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二〇六号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二〇七号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二〇八号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二〇九号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二一〇号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二一一号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二一二号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二一三号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二一四号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二一五号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二一六号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二一七号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二一八号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二一九号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二二〇号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二二一号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二二二号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二二三号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二二四号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二二五号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二二六号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二二七号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二二八号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二二九号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二三〇号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二三一号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二三二号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二三三号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二三四号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二三五号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二三六号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二三七号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二三八号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二三九号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二四〇号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二四一号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二四二号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二四三号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二四四号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二四五号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二四六号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二四七号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二四八号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二四九号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二五〇号（氏名不詳食糧管理法違反事件）

一、換価金　八百七十五円

○同押第一〇二五一号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二五二号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二五三号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二五四号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二五五号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二五六号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二五七号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二五八号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二五九号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二六〇号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二六一号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二六二号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二六三号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二六四号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二六五号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二六六号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二六七号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二六八号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二六九号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二七〇号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二七一号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二七二号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二七三号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二七四号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二七五号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二七六号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二七七号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二七八号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二七九号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二八〇号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二八一号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二八二号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二八三号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二八四号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二八五号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二八六号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二八七号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二八八号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二八九号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二九〇号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二九一号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二九二号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二九三号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二九四号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二九五号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二九六号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二九七号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二九八号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇二九九号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三〇〇号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三〇一号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三〇二号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三〇三号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三〇四号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三〇五号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三〇六号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三〇七号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三〇八号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三〇九号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三一〇号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三一一号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三一二号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三一三号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三一四号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三一五号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三一六号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三一七号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三一八号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三一九号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三二〇号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三二一号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三二二号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三二三号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三二四号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三二五号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三二六号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三二七号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三二八号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三二九号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三三〇号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三三一号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三三二号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三三三号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三三四号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三三五号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三三六号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三三七号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三三八号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三三九号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三四〇号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三四一号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三四二号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三四三号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三四四号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三四五号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三四六号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三四七号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三四八号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三四九号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三五〇号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三五一号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三五二号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三五三号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三五四号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三五五号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三五六号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三五七号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三五八号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三五九号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三六〇号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三六一号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三六二号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三六三号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三六四号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三六五号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三六六号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三六七号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三六八号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三六九号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三七〇号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三七一号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三七二号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三七三号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三七四号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三七五号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三七六号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三七七号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三七八号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三七九号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三八〇号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三八一号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三八二号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三八三号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三八四号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三八五号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三八六号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三八七号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三八八号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三八九号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三九〇号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三九一号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三九二号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三九三号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三九四号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三九五号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三九六号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三九七号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三九八号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇三九九号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇四〇〇号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇四〇一号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇四〇二号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇四〇三号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇四〇四号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇四〇五号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇四〇六号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇四〇七号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇四〇八号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇四〇九号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇四一〇号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇四一一号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇四一二号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇四一三号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇四一四号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇四一五号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇四一六号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇四一七号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇四一八号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇四一九号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇四二〇号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇四二一号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇四二二号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇四二三号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇四二四号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇四二五号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇四二六号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇四二七号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇四二八号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇四二九号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇四三〇号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇四三一号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇四三二号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇四三三号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇四三四号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇四三五号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇四三六号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇四三七号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇四三八号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇四三九号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇四四〇号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇四四一号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇四四二号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇四四三号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇四四四号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇四四五号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇四四六号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇四四七号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇四四八号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇四四九号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇四五〇号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇四五一号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇四五二号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇四五三号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇四五四号（同）

一、同　一枚

○同押第一〇四五五号（同）

一、同　一

昭26.12.20. 第7486号

○同押第一〇七九号（同）
○同押第六万二千五百七円
○同押第四万九千六百五十三円
○同押第一〇八〇号（同）
○同押第二千二百八十九円
○同押第一〇八八号（永谷春二同）
○同押第一〇八三号（貴東益同）
○同押第八百一〇六十五円
○同押第一〇八三号（氏名不詳同）
○同押第二千〇九四号（同）
○同押第一〇七百七十八円
○同押第二千〇九六号（同）
○同押第二千八百二十三円
○同押第一〇九七号（同）
○同押第四百四十八円
○同押第一〇九八号（宮重まつの同）
○同押第七百五十九円
○同押第一〇九九号（山本春夫同）
○同押第七百四円

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
大村区検察庁
○昭和二十五年押第一五号（金鑛鎬酒造法違反事件）
一、蒸餾器一式
一、二石桶一個
一、三石桶一個
一、二石桶一個
一、五石桶一個
一、四石桶一個
一、三石桶一個
一、二石桶一個
一、一石桶一個
一、蒸餾器一式
一、二石桶一個
一、二石桶一個
一、一石桶一個
一、一石桶一個
一、一

○同押第一八〇号（大野好夫同）
一、鶏精米 同 七十四円十三銭
○同押第二七二号（今岡清太同）
一、糯米 同 四十四円十銭
○同押第二七四号（内田喜市物価統制令違反被疑事件）
一、鶏卵 同 四百五十円五十銭
○同押第三一号（岩崎春子同）
一、食糧管理法違反被疑事件）
三、糯米 同 三百七十九円六十銭
○同押第三〇七号（肥前為吉同）
一、粳精米 同 三十六円四十一銭
○同押第五六号（井上サト同）
一、粳精米 同 百九十一円四十銭
○同押第五七号（坂本正子同）
一、粳精米 同 九十二円四十銭
○同押第八九号（三谷幸造同）
一、粳精米 同 百二十八円四銭
○同押第五四号（石飛トヨ同）
一、粳精米 同 四十八円四十銭
○同押第一〇八号（浜野庫一郎物価統制令違反被疑事件）
一、牛蒡 同 五十二円
一、帳簿 一冊
○同押第一八五号（田中三郎同）
一、米飴 同 七百六十円
○昭和二十四年押第一〇三号（古本繁松外二名臨時物資需給調整法違反被疑事件）
一、なたね 同 一万七千六百二十円
○昭和二十三年押第五九三号（小村常市食糧管理法違反被疑事件）
一、粳精米 同 百二十三円九十銭
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十一年押第二三五号（細田猪太郎食糧緊急措置令違反被疑事件）
一、若布 換価金 五十三円三十六銭
○同押第二二二号（中村泰男物価統制令違反被疑事件）
一、鶏卵 同 五十一円五十三銭
○昭和二十二年押第二九六号（大野来食糧管理法違反被疑事件）
一、粳精米 同 百二十三円二十銭
○同押第三三六号（伊藤昌同）
一、同 百九円十二銭
○同押第三三一号（岩崎春子同）
二、同 二十九円四銭
○同押第二六七号（有本光子同）
一、同 三百三十四円四十銭
○同押第三三五号（青木光夫同）
一、同 百二十三円二十銭
○同押第二七一号（坂本和夫同）
一、同 二百二十円
○同押第三三五号（西山誠一同）
一、同 三百四十八円四十八銭
○同押第二七二号（今岡清太同）
一、糯米 同 四十四円十銭
○同押第二七四号（内田喜市物価統制令違反被疑事件）
一、糯米 同 七十三円九十二銭
○同押第三一号（岩崎春子同）
三、糯米 同 六十四円十銭
○同押第三七一号（伊藤尚美子同）
一、粳精米 同 七十八円
○同押第三三三号（辰巳敏夫同）
一、粳精米 同 四十九円六十八銭
○同押第百十九号（日野袞太郎同）
一、同 百七十三円六十銭
○同押第九十四号（戸田博同）
一、同 百七十六円十銭
○同押第三八三号（西村正人同）
一、同 九十八円十銭
○同押第三八五号（西村正人同）
一、同 百四十九円五十六銭
○同押第三八六号（諸喜田勉同）
一、同 三十五円二十銭
○同押第三八一号（杉原ナカ同）
一、同 九十七円四十銭
○同押第三七一号（中村吉春同）
一、同 六十七円二十銭
○同押第三六九号（中村行雄同）
一、同 九十八円五十六銭
○同押第三八八号（林ヨシ子同）
一、トランク 一個
二、粳精米 換価金 百四十三円四十四銭
○同押第三〇号（藤本清吉同）
三、柳行李 一個
○同押第三三〇号（藤本清吉同）
一、粳精米 換価金 百二十三円二十銭
○昭和二十三年押第二四三号（岡田茂市同）
一、粳精米 同 八十四円七銭
二、小豆 同 百五十八円
○同押第五五八号（福田某同）
一、大豆 同 百六十円
○同押第四九七号（西田ハル同）
一、粳精米 同 八十三円四十銭
二、糯精米 同 四十六円五十銭
三、小豆 同 四十五円三十六銭
○同押第二四九号（渡部袈一同）
一、大豆 同 百六十二円二十八銭
○同押第一二八号（伊藤勝夫同）
一、粳精米 同 七十九円二十銭
○同押第一二五号（坂田生夫同）
一、大豆、小豆 同 二百七十八円十銭
○同押第二五七号（許守連同）
一、粳精米 同 八十五円八十銭
○同押第四四五号（田中吉松物価統制令違反被疑事件）
一、和傘 同 千七百九十二円五十銭
○同押第二七二号（今岡清太同）
一、糯米 同 四十四円十銭
○同押第二七四号（内田喜市物価統制令違反被疑事件）
一、糯米 換価金 百四十三円十銭
○同押第三二号（岩村栄同）
一、粳精米 同 三百七十九円六十銭
○同押第三三号（三成千太郎同）
一、粳精米 同 百三十二円
○同押第二二七号（三原ヨシ同）
一、甘藷 同 百二十円六十九銭
○同押第二一六号（三原健一同）
一、粳精米 百九十六円八十銭
○同押第五五九号（梶金水同）
一、粳精米 同 一千八百八十円八十銭
○同押第二六一号（三原八重子同）
一、同 百四十九円十六銭
○同押第二〇〇号（福田政義同）
一、同 百三十九円九十二銭
○同押第四二号（木村ミヨ同）
一、糯精米 同 九十九円三十六銭
○同押第二五三号（上田春枝臨時物資需給調整法違反被疑事件）
一、いわし 同 百四十四円二十銭
○同押第六七号（池田通明窃盗被疑事件）
一、小刀 一
二、袋及リュックサック 三
三、風呂敷 一
○昭和二十四年押第一六二号（松本要次郎食糧管理法違反被疑事件）
一、粳精米 換価金 三百十三円二十銭
○昭和二十五年押第四一号（松本マサ子同）
一、同 五百三十二円
○同押第九〇号（山元肇外十三名物価統制令違反被疑事件）
一、なたね 同 九千六百九十円
○工場財団
川崎市港町七三番地七号東芝鋼管株式会社より当庁登記第三五号工場財団工場に属する機械器具に対し新に工場財団に属すべきものとして追加に依る工場財団目録記載変書登記の申請があつたから右財団に属すべき動産につき権利を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者は本公告掲載の日から三十二日以内にその権利を当庁に申出られたい。
但し、右財団に属すべきものの目録は当庁に備付あり関係者の閲覧に供する。
昭和二十六年十二月二十日
横浜地方法務局川崎出張所
大阪市西淀川区野里町三百九十七番地後藤鍛工株式会社から大阪市西淀川区野里町三百九十七番地の一、三百二十一番地、三百三十六番地の二、不七十四番地後藤鍛工株式会社本社工場に属する機械器具に対し新に工場財団に属すべきものとして変更登記の申請があつたから右財団に属すべき動産につき権利を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者は本公告掲載の日から向う三十二日以内に其の権利を当庁に申出られたい。
但し、工場財団に属すべきものの目録は当庁に備付けてあるから関係者の閲覧に供する。
昭和二十六年十二月二十日
大阪法務局江戸堀出張所

○公告

●昭和二十五年証第一三五号
右供託書紛失につき該供託書添付せずして九二証券株式会社より供託物取戻請求があつたから異議ある方はこの公告の日から十日以内に当局迄申出下さい。
昭和二十六年十二月二十日
京都地方法務局

正誤

昭和26年12月6日入札公告の4数題国鉄公務員（東海・北陸地区）採用試験公告第5項(2)のうち(i)日時・場所の「その日時・場所は昭和27年2月中旬に入事院名古屋地方事務所および鉄記試験場に掲示するほか、鉄記試験の合格者に通知します。は「昭和27年2月中旬に入事院名古屋地方事務所および鉄記試験場に掲示するほか、本人に通知します。」の誤り。同公告第7項(1)のb.鉄道職員訓練所修生および、「静岡各郡（静岡市・島田市・清水市・藤枝市・焼津市・榛原郡・安部郡・庵原郡内のみ）」は「静岡各郡（静岡市・島田市・清水市・焼津市・榛原郡・志太郡・安部郡・庵原郡内のみ）」の、「名古屋各郡（名古屋市・瀬戸市・春日井市・一宮市・津島市・半田市・愛知郡・東春日井郡・西春日井郡・丹羽郡・葉栗郡・丹羽郡・知多郡内のみ）」の、「敦賀各郡（敦賀市・南條郡・敦賀郡・三方郡・遠敷郡・大飯郡・南條郡・敦賀郡・三方郡・小浜市・南條郡・敦賀郡・三方郡・遠敷郡内のみ）」のいずれも誤り。
人事院官報課宛主任

大蔵省公告

○公売公告
政府宝くじ用奨品を左記により公売する。
記
一、公売の方法 一般競争入札
二、公売物件 紺サージ、婦人服地、オーバー地、ホームスパン、めいせん、メリヤスシャツ、婦人シャツ、ワイシャツ、石けん及び婦人ベルト
三、入札及び開札の日時 昭和二十六年十二月二十五日（大晦日）午前十時
四、入札の場所 東京都千代田区内幸町一の一日本勧業銀行内 東京弘業株式会社
五、入札保証金 見積金額の百分の五以上
六、入札の手続及び物件等は、大蔵省銀行局総務課又は東京弘業株式会社に問い合せられたい。
右公告する。
昭和二十六年十二月二十日
大蔵省

文部省公告

○文部省著作教科用図書の出版権設定の為に行う入札公告
一 書名及び発行部数
中学校・高等学校学習指導要領 外国語科 英語編 三五〇〇〇部
小学校学習指導要領 理科編 七〇〇〇部
二 契約條項を示す場所 文部省調査普及局刊行課
三 作教科書製造原価計算規則（昭和二十四年文部省令第二十六号）による。
四 競争執行の日時及び場所 昭和二十六年十二月二十七日午前十時より文部省調査普及局刊行課に於て行う。

五 入札の保証金額に関する事項 入札者は現金又は国債をもつてその見積つた予定製造原価に発行部数を乗じて得た額の百分の一以上の保証金を昭和二十六年十二月二十六日までに文部省大臣官房会計課に納付しなければならない。
六 出版資格審査申請書受付期限 昭和二十六年十二月二十二日までとする。
昭和二十六年十二月二十日
文部省

裁判所公告（●印は新料金）

○準禁治産宣告

●昭和二十六年（家）第一九七九号
本籍及び住所栃木県那須郡両郷村大字中野内七八二番地の一 申立人 石塚良太
本籍及び住所栃木県那須郡両郷村大字中野内七八二番地の一 石塚武二
事件本人 大正七年八月七日生
右の者から申立てた準禁治産宣告に関する審判申立事件につき当裁判所は相当の理由があるものと認め左の通り審判する。
主文
前記事件本人石塚武二を心神耗弱者と認め之に準禁治産を宣告する。
昭和二十六年十一月二十九日
宇都宮家庭裁判所大田原支部
家事審判官 小菅義雄

●昭和二十六年（家）第四九一号
本籍新潟県西頸城郡上早川村大字大平二千四百二十五番地、住所同県同郡下早川村大字見滝
事件本人 比護正
大正二年七月七日生
右の者に対し実父比護仁太郎の申立により当裁判所は昭和二十六年十一月十五日右事件本人を浪費者と認め準禁治産を宣告した。
昭和二十六年十一月三十日
新潟家庭裁判所糸魚川支部

●本籍及び住所石川県河北郡三谷村字切山ヨ百十番地 高木市郎
大正九年十月十五日生
右の者に対し母高木きくの申立により当裁判所は昭和二十六年十一月二十六日準禁治産の宣告をした。
昭和二十六年十二月十五日
金沢家庭裁判所

○公示催告

●昭和二十六年（〇）第四三一号
熊本市花畑町九十二の一 申立人 武石泰治
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年六月二十七日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十一月十九日
大阪簡易裁判所
（別紙） 目録
旭化成工業株式会社株式一百株
株券額面 金五千円也
一株の拂込 金額 金五十円也
記号番号 ろ丁第四一二九四号
発行年月日 昭和二十四年八月三十日
株券名義人 福岡証券金融株式会社
取締役社長吉次鹿蔵
最終所持人 武石泰治

●昭和二十六年（〇）第四三二号
下関市仲之町五六の一 申立人 林三七雄
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年六月二十七日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十一月十九日
大阪簡易裁判所
（別紙） 目録
大和紡績株式会社一百株券一枚
株券額面 五千円
一株の拂込金 五十円
記号番号 と第六〇〇五号
最終株主 林三七雄

●昭和二十六年（〇）第四三三号
桐生市陸西原町一三八九の一 申立人 森内清子
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年六月二十七日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十一月十九日
大阪簡易裁判所
（別紙） 目録
小切手持参人拂銀行渡り一通
小切手番号 三五二七号
金額 金七万円也
振出日 昭和二十六年十月十八日
振出人 大阪市城東区野江西之町三丁目一八〇番地、株式会社大和銀行江支店支配人安藤侃司
名宛人 大和銀行野江支店
支拂地 株式会社大阪銀行久太郎町支店
最終所持人 大阪市城東区野江東之町三丁目八十九番地、池上計広

●昭和二十六年（〇）第四三五号
岡崎市大平町字辻重一の三 申立人 山田時蔵
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年六月二十七日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十一月十九日
大阪簡易裁判所
（別紙） 目録
鐘淵化学工業株式会社株式一株券一枚
但し
株券額面 一株に付金五十円也
株券記番号 い第四七〇七九九号
最終株主及所持人 山田時蔵

●昭和二十六年（〇）第四三六号
神奈川県三浦郡逗子町新宿二一三八 申立人 高田弓之助
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年六月二十七日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十一月二十二日
大阪簡易裁判所
（別紙） 目録
株式会社久保田鉄工所株式十株券十枚
一株の金額 金五百円
額面金額 金五百円（全額拂込済）
記号番号 (イ)自丁二〇〇至丁二〇四
(ロ)分割三七、同三四三二(ハ)に六〇〇、自に九〇一至に九〇二
発行日 (イ)昭和十二年二月一日(ロ)昭和十四年六月一日(ハ)昭和十四年十月一日
最終株主 高田弓之助
川南工業株式会社株式十株券二十枚
一株の金額 金五十円
額面金額 金五百円（全額拂込済）
記号番号 (イ)自旧乙一六四一至旧乙一六四四、同一三六五(ロ)自第一新乙一三三六、同六四一(ハ)自第二新乙五九四八〇六至第二新乙一九六〇九九、自第二新乙二八一三三六至第二新乙二八一三九
発行日 (イ)昭和十一年十一月四日(ロ)昭和十二年九月三日(ハ)昭和十八年二月二十七日
最終株主 高田弓之助

●昭和二十六年（〇）第四三七号
奈良県宇智郡北宇智村大字住川八百三十七番地 申立人 今田福松
同県同郡同村大字住川百九十七番地 同 木村彌七
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年六月二十七日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十一月十九日
大阪簡易裁判所
（別紙） 目録
敷島紡績株式会社株式七百株
但し
百株券 か自九五一七九至九五一八
四番六枚
額面 一株金二千五百円也
五十株券 甲一一三二、一一三三番
二枚
額面 一枚金一千二百五十円也
右一株の拂込 金二十五円也
発行年月日 百株券昭和二十四年九月一日
五十株券同十六年八月一日
発行者 敷島紡績株式会社取締役社長宝賀国蔵
最終株主 森内清子

●昭和二十六年（〇）第四三四号
大阪市城東区野江東之町三丁目八十九番地 申立人 池上計広
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年六月二十七日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十一月十九日
大阪簡易裁判所
（別紙） 目録
宝酒造株式会社株式一百株百株券一枚
記号番号 礼甲第一五二二号
一株の金額 金五千円
額面金額 金五千円
拂込金額 一株に付 金五千円
発行年月日 昭和二十三年十二月一日
最終名義人 本郷梯三郎

●昭和二十六年（〇）第二二四号
大阪市東区今橋三丁目五番地日本レイヨン株式会社株式課内 申立人兼右代理人 藤野慶三
別紙表示の株券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年六月二十七日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出及び提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十一月十九日
代見簡易裁判所
裁判官 河村耕太郎
(イ)関西配電株式会社株式百株券一枚
額面 金五千円也
記号番号 は丁五五〇二
発行日 昭和二十三年八月一日
発行者 関西配電株式会社社長五島祐
最終株主及び所持人 今田福松
(ロ)右同社株式百株券一枚
記号番号は丁六〇二九
最終株主及び所持人 木村彌七
その他(イ)に同じ

●昭和二十六年（〇）第九号
東京都文京区原町百四十六番地の一 申立人 本郷梯三郎
右代理人 安井律子
別紙目録表示の株券につき前記申立人より公示催告の申立があつたから其の所持人は昭和二十七年六月十九日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及び提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十一月十九日
代見簡易裁判所
裁判官 河村耕太郎
（別紙） 目録
記号番号 礼甲第一五二二号
一株の金額 金五千円
額面金額 金五千円
拂込金額 一株に付 金五千円
発行年月日 昭和二十三年十二月一日
最終名義人 本郷梯三郎

●昭和二十六年（〇）第二二五号
大阪市東区今橋三丁目五番地日本レイヨン株式会社株式課内 申立人兼右代理人 藤野慶三
別紙表示の株券について前記申立人より公示催告の申立があつたから其の所持人

昭26.12.20. 第7486号

は昭和二十七年七月二十一日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及び提出がないときは其の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十一月二十日

宇治簡易裁判所

裁判官 河村耕太郎

（別紙）

目 録

一日本レイヨン株式会社株券百株券三枚、額面及拂込五千円、記号番号乙ほ一五一八八、乙ほ一七八一一、最終株主長谷義太郎、記号番号乙ほ一〇五九三一、最終株主安田繩、所持人祐野慶三

●昭和二十六年(ヘ)第二号

東京都台東区浅草向柳原二の一番地 申立人 米田 徳重

右代理人弁護士 鍛冶 良作

右申立人から別紙目録表示の株券について公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十七年六月二十日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をしその株券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその株券の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十一月十九日

上市簡易裁判所

裁判官 今井栄之

（別紙）

株券目録

一株券の最初の名義人 鍛冶良作

最終の株主名簿登録株主名 米田徳重

一株の額面金額 五十円也

一株の拂込金額 五十円也

株券の額面金額 二万五千円也

株券の種類 五百株券一枚

株券の記号番号 り第九号

株券発行当時の代表取締役 油井壽

株券発行年月日 昭和二十三年六月一日

●昭和二十六年(ヘ)第二号

北海道虻田郡留壽都村字留壽都二百十一番地の一 申立人 留壽都村農業協同組合

右代表者理事 上木儀一郎

別紙目録表示の貨物引換証に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其の所持人は昭和二十七年六月三十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に貨物引換証を提出されたい。もし右期日迄に届出及び提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十一月二十日

倶知安簡易裁判所

（別紙）

目 録

証書第八六号貨物引換証

運送品の種類 種類重量又は容積及び荷造

邸本造

運送価格 一金二十万円也

運送賃 一金七千三百十円也

発行者 日本通運株式会社伊達紋別

支店喜茂別営業所所長中川幸次郎

荷送人 留壽都村農業協同組合

荷受人 北海道実業株式会社東京出張所

作成地 北海道虻田郡喜茂別村

到着地 東京秋葉原駅

取扱人 日本通運株式会社秋葉原支店

発行月日 昭和二十六年十一月一日

最後の所持人 留壽都村農業協同組合長理事上木儀一郎

証書第八八号貨物引換証

運送品の種類 精粉澱粉一袋当り正味二二・五瓩紙袋入

運送価格 一金九十九万円也

運送賃 一金四万二千七十六円也

発行者 日本通運株式会社伊達紋別

荷送人 留壽都村農業協同組合

荷受人 ㊙北海道虻田郡喜茂別村

作成地 東京秋葉原駅

到着地 日本通運株式会社秋葉原支店

取扱人

発行月日 昭和二十六年十一月一日

最後の所持人 留壽都村農業協同組合長理事上木儀一郎

●昭和二十六年(ヘ)第一五号

堺市南瓦町二丁九十二番地 申立人 石川乙三郎

別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年七月二十三日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十一月二十二日

堺簡易裁判所

裁判官 村瀬泰三

（別紙）

目 録

福助足袋株式会社株式一千九百三十五株

株券種類及び枚数 百株券十九枚、十株券三枚、五株券一枚

記号及番号 M自一八四八七号至一八五〇五号、G三一二号、H自三九六九号至三九七一号、G三一二号

額面金額 金二千円也と金二百円也と金一百円也の三種

一株の拂込金額 金二十円也

発行者 福助足袋株式会社取締役社長辻本英一

発行年月日 昭和二十四年十一月一日

最終名義人 石川乙三郎

●昭和二十六年(ヘ)第二六号

神戸市東灘区魚崎町横屋大字真福二八〇 申立人 菅原 聖

右申立人から別紙表示の株券に付公示催告の申立をしたから其所持人は昭和二十七年七月二十日午前十時迄に権利の届出と其株券を当裁判所に提出されたい。若し期日迄に右の届出と提出をしないと其株券の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十一月二十二日

尼崎簡易裁判所

（別紙）

目 録

阪神電気鉄道株式会社株式百株券七枚

但 株券額面 金五千円也

一株の拂込 金五十円也

記番号 第拾参一二一〇七、一二一〇六、一六四四より一六四八まで

発行者 阪神電気鉄道株式会社

発行日 昭和二十三年九月一日

最終株主 菅原聖

●昭和二十六年(ヘ)第四一号

尼崎市道意一丁目四百四十七番地 申立人 野里 一三

右申立人から別紙表示の約束手形に付公示催告の申立をしたから其の所持人は昭和二十七年七月十日午前十時迄に当裁判所に権利の届出と其の約束手形を提出されたい。若し期日迄に右の届出と提出をしないと其の約束手形の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十一月二十日

神戸簡易裁判所

（別紙）

目 録

一種類 約束手形一通

金額 金四万九千三百七十四円

支拂期日 昭和二十七年一月十一日

支拂場所 株式会社日本勧業銀行神戸支店

振出人 東洋製鋼株式会社

名宛人 ヤマキ商店

●昭和二十六年(ヘ)第四二号

下関市関後地村字蟹倉四〇三 申立人 板倉発波留

右申立人から別紙表示の株券に付公示催告の申立をしたから其所持人は昭和二十七年七月十日午前十時迄に当裁判所に権利の届出と其の株券を提出されたい。若し期日迄に右の届出と提出をしないと其の株券の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十一月二十一日

神戸簡易裁判所

（別紙）

株券目録

日本毛織株式会社株式百七十六株

一株額面 金五十円全額拂込済

額面及び枚数 (イ)五十円(一株)券一枚(ロ)二百五十円(五株)券一枚(ハ)五百円(十株)券一枚(ニ)二千五百円(五十株)券一枚

記号番号 (イ)甲三二一(ロ)乙一五八(ハ)自丙五四九至丙五五五、自丙二五八一八至丙二五八二二(ニ)丁一五二三

最終名義人 板倉発波留

●昭和二十六年(ヘ)第四三号

東京都中央区日本橋兜町一丁目七 申立人 証券代行株式会社

代表者取締役 吉川 義治

右申立人から別紙表示の株券に付公示催告の申立をしたから其の所持人は昭和二十七年七月十日午前十時迄に当裁判所に権利の届出と其の株券を提出されたい。若し期日迄に右の届出と提出をしないと其の株券の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十一月二十一日

神戸簡易裁判所

（別紙）

目 録

第一洋船株式会社株式一百株

一株額面 金五十円全額拂込済

額面及び枚数 五十円(百株)券一枚

記号番号 丁ろ四一

最終名義人 長部証券株式会社社長長部清治

●昭和二十六年(ヘ)第五号

吹田市南泉町二五八六番地 申立人 島津 吉秀

右申立人から別紙表示の株券に付公示催告の申立をしたから其の所持人は昭和二十七年七月十日午前十時迄に当裁判所に権利の届出と其の株券を提出されたい。若し期日迄に右の届出と提出をしないと其の株券の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十一月十二日

灘簡易裁判所

（別紙）

目 録

株式会社神戸製鋼所株式二百株

但 百株券二枚

額面金額 金五十円全額拂込

記号番号 そ七三四八一、そ七三四八二

発行日 昭和二十五年二月一日

発行者 株式会社神戸製鋼所

最終株主 島津吉秀

●昭和二十六年(ヘ)第二五号

大阪市東区今橋二丁目七新井ビル 申立人 荒木 清松

右申立人から別紙表示の株券に付公示催告の申立をしたから其所持人は昭和二十七年七月二十六日午前十時迄に権利の届出と其株券を当裁判所に提出されたい。若し期日迄に右の届出と提出をしないと其株券の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十一月二十二日

尼崎簡易裁判所

（別紙）

目 録

株式会社尼崎製鋼所株券百株券十枚

一株の株券額面 金五十円

一株の拂込金額 金五十円

記号番号 自は六八八号至は六九二号

発行日 昭和二十三年八月二十日

記号番号 自へ二三九四号至へ二三九八号

発行日 昭和二十六年七月一日

最終名義人 千柄実勇

最終所持人 荒木清松

○公示送達

被告人住居京都市下京区東洞院通七條下ル塩屋町番地不詳 荒川正雄方 氏名 荒川ハマエ

右の者に対する賠場開帳被告事件について、昭和二十七年一月二十五日午前十時に公判を開廷するから、当裁判所第一号法廷に出頭されたい。正当な理由がなく出頭しないときは、勾引状を発することがある。

昭和二十六年十二月十四日

京都地方裁判所第三刑事部

裁判官 小田 察雄

○失踪に関する届出の催告

●本籍並びに最後の住所埼玉県入間郡堀兼村大字堀兼八五一番地 不在者 小峰 親蔵

右不在者に対し利害関係人小峰くより失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年六月二十日午前九時迄に当裁判所に生存の届出をされたい。若しその届出をしないときは失踪宣告をすることになる。又不在者の生死を知つてゐる者は右期日迄にその届出をされたい。

昭和二十六年十二月十五日

浦和家庭裁判所川越支部

●昭和二十六年(家)第三六四七号

本籍埼玉県北埼玉郡大桑村大字南大桑七百七十一番地 最後の住所東京都文京区本郷神明町一番地 不在者 貞吉

大正七年十月四日生

右の不在者に対し申立人から失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年七月八日午前十時迄に当裁判所に生存の届出をしなければその届出をして下さい。若しその届出をしないと失踪宣告をすることになります。又不在者の生死を知つている方は右期日迄にその届出をして下さい。

昭和二十六年十二月三日

東京家庭裁判所

家事審判官 村崎 満

●本籍長野県下伊那郡市田村大字上市田六九七番地、住所東京都中央区日本橋浜町成沢呉服店方 不在者 矢沢 羅

明治四十五年一月八日生

右不在者に対し利害関係人矢沢久衛より失踪宣告の申立があつたから右不在者は昭和二十七年八月一日午前十時迄に当裁判所へ生存の届出をされたい。若しその届出をしないときは失踪の宣告をされることになる。又不在者の生死を知つている方は右期日までにその届出をされたい。

昭和二十六年十二月一日

長野家庭裁判所飯田支部

●昭和二十六年(家)第六八四号

本籍及び住所新潟県佐渡郡金泉村大字姫津二百七十番地 申立人 石見 コノ

本籍及び最後の住所右同所 不在者 石見万次郎

明治四十年七月七日生

右不在者に対し利害関係人石見コノより失踪宣告の申立をなしたから不在者は昭和二十七年六月三十一日午前九時迄に当家庭裁判所に生存の届出をされたい。若し其の届出をしないときは失踪の宣告をうけることになる。又不在者の生死を知つている方は右期日迄に其の届出をして下さい。

昭和二十六年一月二十六日

新潟家庭裁判所相川支部

家事審判官 小笠原肇

●昭和二十六年(家)第四四七二号

本籍大阪市東淀川区柴島町七十五番地、最後の住所大阪市港区桂町二丁目三十一番地 不在者 米田 富三

明治九年六月三日生

右の者に対し大阪市港区吾妻町二丁目四番地米田義晴から失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年七月九日午前十時迄に当裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をしなければ失踪を宣告することがある又その不在者の生死を知つてゐる方は右の期日迄にその届出をして下さい。

昭和二十六年十一月二十九日

大阪家庭裁判所

●昭和二十六年(家)第六九一号

本籍並びに最後の住所福岡県京都郡豊津村大字豊津六百八十五番地 不在者 岩井 勝

明治三十八年九月二十八日生

右不在者に対し利害関係人不在者の妻岩井シヅヨから失踪宣告の申立があつたので不在者は昭和二十七年五月十五日午前九時迄に当裁判所に生存の届出をすること。若しその届出をしないときは失踪の宣告をされる。又不在者の生死を知る者は右期日迄に其の届出をすること。

昭和二十六年十一月二十八日

福岡家庭裁判所行橋支部

家事審判官 福原清賢

●昭和二十六年(家)第九八号

本籍並びに住所佐賀郡小関村大字関屋一二九一番地 不在者の兄 納富 充三

本籍並びに最後の住所佐賀県佐賀郡小関村大字関屋一二九一番地 不在者 納富幸次郎

明治三十四年一月二日生

右不在者に対し利害関係人納富充三より失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年五月二十五日午前十時迄に当裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をしないと失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つている方も右期日までにその届出をして下さい。

昭和二十六年十月二十九日

佐賀家庭裁判所

●本籍並びに最後の住所熊本県玉名郡睦合村大字西照寺四百九十六番地 不在者 中島 稔

明治四十一年十月二十七日生

右不在者に対し利害関係人中島トミから失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年六月三十日午前九時迄に当裁判所に生存の届出をして下さい。若しその届出をしないときは失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つている方は右期日迄にその届出をして下さい。

昭和二十六年十一月二十六日

熊本家庭裁判所玉名支部

●昭和二十六年(家)第四五〇号

本籍長野県下水内郡水内村大字豊栄千百三十七番地、住所鹿児島県肝属郡佐多町伊座敷三千九番地 不在者 佐藤 幸男

大正六年十月二十日生

右不在者に対し右申立人より失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年六月三十日午前十時までに当裁判所に生存の届出をされたい。若しその届出をしないときは失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つている方は右期日迄にその届出をして下さい。

昭和二十六年十一月二十六日

鹿児島家庭裁判所鹿屋支部

●昭和二十六年(家)第五六九号

住所秋田県北秋田郡阿仁合町水無百四十六番地 申立人 桜田 ワカ

本籍秋田県北秋田郡阿仁合町銀山字畠町四十八番地、最後の住所東京都城東区大島八丁目三三七番地 不在者 桜田 力蔵

明治三十九年四月三日生

右の不在者に対し申立人から失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年六月三十日午前十時までに当裁判所に生存の届出をして下さい。もしその届出をしないときは失踪の宣告を受けることになります。また不在者の生死を知つている方は右期日までにその届出をして下さい。

昭和二十六年十二月三日

秋田家庭裁判所大館支部

家事審判官 千々和政敏

●昭和二十六年(家)第一二七三号

本籍青森県東津軽郡東平内村大字清水川字大川添四十三番地、住所青森県東津軽郡東平内村大字清水川字和山四十三番地 申立人 船橋 善吉

本籍青森県東津軽郡東平内村大字清水川字大川添四十三番地、最後の住所青森県東津軽郡東平内村大字清水川字和山四十三番地 不在者 船橋 善作

昭和二年十二月十五日生

右の不在者に対し申立人から失踪宣告の申立があつたから昭和二十七年七月五日午前十時迄に当裁判所に生存の届出をしないと失踪宣告を受けることになります。若しその届出をしないときは失踪の宣告を受けることになります。又不在者の生死を知つている方は右期日迄にその届出をして下さい。

昭和二十六年十一月二十八日

青森家庭裁判所

家事審判官 小笠原知

●昭和二十六年(家)第二〇三一号

青森県三戸郡三戸町大字二日町五十一番地一号 申立人 佐藤 正己

本籍及び最後の住所青森県三戸郡三戸町大字二日町五十一番地一号 不在者 佐藤議太郎

明治四十一年四月十二日生

右不在者に対し利害関係人佐藤正己より失踪宣告の申立があつたから右不在者は昭和二十七年六月三十日午前十時迄に公判を開廷するから、当裁判所第一号法廷に出頭されたい。正当な理由がなく出頭しないときは、勾引状を発することがある。

昭和二十六年十二月十四日

京都地方裁判所第三刑事部

裁判官 小田察雄

○失踪に関する届出の催告

●本籍並びに最後の住所埼玉県入間郡堀兼村大字堀兼八五一番地 不在者 小峰 親蔵

右不在者に対し利害関係人小峰くより失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年六月二十日午前九時迄に当裁判所に生存の届出をされたい。若しその届出をしないときは失踪宣告をすることになる。又不在者の生死を知つてゐる者は右期日迄にその届出をされたい。

昭和二十六年十二月十五日

浦和家庭裁判所川越支部

●昭和二十六年(家)第三六四七号

本籍埼玉県北埼玉郡大桑村大字南大桑七百七十一番地 最後の住所東京都文京区本郷神明町一番地 不在者 貞吉

大正七年十月四日生

右の不在者に対し申立人から失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年七月八日午前十時迄に当裁判所に生存の届出をしなければその届出をして下さい。若しその届出をしないと失踪宣告をすることになります。又不在者の生死を知つている方は右期日迄にその届出をして下さい。

昭和二十六年十二月三日

東京家庭裁判所

家事審判官 村崎 満

●本籍長野県下伊那郡市田村大字上市田六九七番地、住所東京都中央区日本橋浜町成沢呉服店方 不在者 矢沢 羅

明治四十五年一月八日生

右不在者に対し利害関係人矢沢久衛より失踪宣告の申立があつたから右不在者は昭和二十七年八月一日午前十時迄に当裁判所へ生存の届出をされたい。若しその届出をしないときは失踪の宣告をされることになる。又不在者の生死を知つている方は右期日までにその届出をされたい。

昭和二十六年十二月一日

長野家庭裁判所飯田支部

●昭和二十六年(家)第六八四号

本籍及び住所新潟県佐渡郡金泉村大字姫津二百七十番地 申立人 石見 コノ

本籍及び最後の住所右同所 不在者 石見万次郎

明治四十年七月七日生

右不在者に対し利害関係人石見コノより失踪宣告の申立をなしたから不在者は昭和二十七年六月三十一日午前九時迄に当家庭裁判所に生存の届出をされたい。若し其の届出をしないときは失踪の宣告をうけることになる。又不在者の生死を知つている方は右期日迄に其の届出をして下さい。

昭和二十六年一月二十六日

新潟家庭裁判所相川支部

家事審判官 小笠原肇

●昭和二十六年(家)第四四七二号

本籍大阪市東淀川区柴島町七十五番地、最後の住所大阪市港区桂町二丁目三十一番地 不在者 米田 富三

明治九年六月三日生

右の者に対し大阪市港区吾妻町二丁目四番地米田義晴から失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年七月九日午前十時迄に当裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をしなければ失踪を宣告することがある又その不在者の生死を知つてゐる方は右の期日迄にその届出をして下さい。

昭和二十六年十一月二十九日

大阪家庭裁判所

●昭和二十六年(家)第六九一号

本籍並びに最後の住所福岡県京都郡豊津村大字豊津六百八十五番地 不在者 岩井 勝

明治三十八年九月二十八日生

右不在者に対し利害関係人不在者の妻岩井シヅヨから失踪宣告の申立があつたので不在者は昭和二十七年五月十五日午前九時迄に当裁判所に生存の届出をすること。若しその届出をしないときは失踪の宣告をされる。又不在者の生死を知る者は右期日迄に其の届出をすること。

昭和二十六年十一月二十八日

福岡家庭裁判所行橋支部

家事審判官 福原清賢

●昭和二十六年(家)第九八号

本籍並びに住所佐賀郡小関村大字関屋一二九一番地 不在者の兄 納富 充三

本籍並びに最後の住所佐賀県佐賀郡小関村大字関屋一二九一番地 不在者 納富幸次郎

明治三十四年一月二日生

右不在者に対し利害関係人納富充三より失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年五月二十五日午前十時迄に当裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をしないと失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つている方も右期日までにその届出をして下さい。

昭和二十六年十月二十九日

佐賀家庭裁判所

●本籍並びに最後の住所熊本県玉名郡睦合村大字西照寺四百九十六番地 不在者 中島 稔

明治四十一年十月二十七日生

右不在者に対し利害関係人中島トミから失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年六月三十日午前九時迄に当裁判所に生存の届出をして下さい。若しその届出をしないときは失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つている方は右期日迄にその届出をして下さい。

昭和二十六年十一月二十六日

熊本家庭裁判所玉名支部

●昭和二十六年(家)第四五〇号

本籍長野県下水内郡水内村大字豊栄千百三十七番地、住所鹿児島県肝属郡佐多町伊座敷三千九番地 不在者 佐藤 幸男

大正六年十月二十日生

右不在者に対し右申立人より失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年六月三十日午前十時までに当裁判所に生存の届出をされたい。若しその届出をしないときは失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つている方は右期日迄にその届出をされたい。

昭和二十六年十一月二十七日

鹿児島家庭裁判所鹿屋支部

●昭和二十六年(家)第五六九号

住所秋田県北秋田郡阿仁合町水無百四十六番地 申立人 桜田 ワカ

本籍秋田県北秋田郡阿仁合町銀山字畠町四十八番地、最後の住所東京都城東区大島八丁目三三七番地 不在者 桜田 力蔵

明治三十九年四月三日生

右の不在者に対し申立人から失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年六月三十日午前十時までに当裁判所に生存の届出をして下さい。もしその届出をしないときは失踪の宣告を受けることになります。また不在者の生死を知つている方は右期日までにその届出をして下さい。

昭和二十六年十二月三日

秋田家庭裁判所大館支部

家事審判官 千々和政敏

●昭和二十六年(家)第一二七三号

本籍青森県東津軽郡東平内村大字清水川字大川添四十三番地、住所青森県東津軽郡東平内村大字清水川字和山四十三番地 申立人 船橋 善吉

本籍青森県東津軽郡東平内村大字清水川字大川添四十三番地、最後の住所青森県東津軽郡東平内村大字清水川字和山四十三番地 不在者 船橋 善作

昭和二年十二月十五日生

右の不在者に対し申立人から失踪宣告の申立があつたから昭和二十七年七月五日午前十時迄に当裁判所に生存の届出をしないと失踪宣告を受けることになります。若しその届出をしないときは失踪の宣告を受けることになります。又不在者の生死を知つている方は右期日迄にその届出をして下さい。

昭和二十六年十一月二十八日

青森家庭裁判所

家事審判官 小笠原知

●昭和二十六年(家)第二〇三一号

青森県三戸郡三戸町大字二日町五十一番地一号 申立人 佐藤 正己

本籍及び最後の住所青森県三戸郡三戸町大字二日町五十一番地一号 不在者 佐藤議太郎

明治四十一年四月十二日生

右不在者に対し利害関係人佐藤正己より失踪宣告の申立があつたから右不在者は昭和二十七年六月三十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及び提出がないときは其の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十一月二十日

宇治簡易裁判所

裁判官 河村耕太郎

（別紙）

目 録

一日本レイヨン株式会社株券百株券三枚、額面及拂込五千円、記号番号乙ほ一五一八八、乙ほ一七八一一、最終株主長谷義太郎、記号番号乙ほ一〇五九三一、最終株主安田繩、所持人祐野慶三

●昭和二十六年(ヘ)第二号

東京都台東区浅草向柳原二の一番地 申立人 米田 徳重

右代理人弁護士 鍛冶 良作

右申立人から別紙目録表示の株券について公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十七年六月二十日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をしその株券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその株券の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十一月十九日

上市簡易裁判所

裁判官 今井栄之

（別紙）

株券目録

一株券の最初の名義人 鍛冶良作

最終の株主名簿登録株主名 米田徳重

一株の額面金額 五十円也

一株の拂込金額 五十円也

株券の額面金額 二万五千円也

株券の種類 五百株券一枚

株券の記号番号 り第九号

株券発行当時の代表取締役 油井壽

株券発行年月日 昭和二十三年六月一日

●昭和二十六年(ヘ)第二号

北海道虻田郡留壽都村字留壽都二百十一番地の一 申立人 留壽都村農業協同組合

右代表者理事 上木儀一郎

別紙目録表示の貨物引換証に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其の所持人は昭和二十七年六月三十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に貨物引換証を提出されたい。もし右期日迄に届出及び提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十一月二十日

倶知安簡易裁判所

（別紙）

目 録

証書第八六号貨物引換証

運送品の種類 種類重量又は容積及び荷造

邸本造

運送価格 一金二十万円也

運送賃 一金七千三百十円也

発行者 日本通運株式会社伊達紋別

支店喜茂別営業所所長中川幸次郎

荷送人 留壽都村農業協同組合

荷受人 北海道実業株式会社東京出張所

作成地 北海道虻田郡喜茂別村

到着地 東京秋葉原駅

取扱人 日本通運株式会社秋葉原支店

発行月日 昭和二十六年十一月一日

最後の所持人 留壽都村農業協同組合長理事上木儀一郎

証書第八八号貨物引換証

運送品の種類 精粉澱粉一袋当り正味二二・五瓩紙袋入

運送価格 一金九十九万円也

運送賃 一金四万二千七十六円也

発行者 日本通運株式会社伊達紋別

荷送人 留壽都村農業協同組合

荷受人 ㊙北海道虻田郡喜茂別村

作成地 東京秋葉原駅

到着地 日本通運株式会社秋葉原支店

発行月日 昭和二十六年十一月一日

最後の所持人 留壽都村農業協同組合長理事上木儀一郎

●昭和二十六年(ヘ)第一五号

堺市南瓦町二丁九十二番地 申立人 石川乙三郎

別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年七月二十三日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十一月二十二日

堺簡易裁判所

裁判官 村瀬泰三

（別紙）

目 録

福助足袋株式会社株式一千九百三十五株

株券種類及び枚数 百株券十九枚、十株券三枚、五株券一枚

記号及番号 M自一八四八七号至一八五〇五号、G三一二号、H自三九六九号至三九七一号、G三一二号

額面金額 金二千円也と金二百円也と金一百円也の三種

一株の拂込金額 金二十円也

発行者 福助足袋株式会社取締役社長辻本英一

発行年月日 昭和二十四年十一月一日

最終名義人 石川乙三郎

●昭和二十六年(ヘ)第二六号

神戸市東灘区魚崎町横屋大字真福二八〇 申立人 菅原 聖

右申立人から別紙表示の株券に付公示催告の申立をしたから其所持人は昭和二十七年七月二十日午前十時迄に権利の届出と其株券を当裁判所に提出されたい。若し期日迄に右の届出と提出をしないと其株券の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十一月二十二日

尼崎簡易裁判所

（別紙）

目 録

阪神電気鉄道株式会社株式百株券七枚

但 株券額面 金五千円也

一株の拂込 金五十円也

記番号 第拾参一二一〇七、一二一〇六、一六四四より一六四八まで

発行者 阪神電気鉄道株式会社

発行日 昭和二十三年九月一日

最終株主 菅原聖

●昭和二十六年(ヘ)第四一号

尼崎市道意一丁目四百四十七番地 申立人 野里 一三

右申立人から別紙表示の約束手形に付公示催告の申立をしたから其の所持人は昭和二十七年七月十日午前十時迄に当裁判所に権利の届出と其の約束手形を提出されたい。若し期日迄に右の届出と提出をしないと其の約束手形の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十一月二十日

神戸簡易裁判所

（別紙）

目 録

一種類 約束手形一通

金額 金四万九千三百七十四円

支拂期日 昭和二十七年一月十一日

支拂場所 株式会社日本勧業銀行神戸支店

振出人 東洋製鋼株式会社

名宛人 ヤマキ商店

●昭和二十六年(ヘ)第四二号

下関市関後地村字蟹倉四〇三 申立人 板倉発波留

右申立人から別紙表示の株券に付公示催告の申立をしたから其所持人は昭和二十七年七月十日午前十時迄に当裁判所に権利の届出と其の株券を提出されたい。若し期日迄に右の届出と提出をしないと其の株券の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十一月二十一日

神戸簡易裁判所

（別紙）

株券目録

日本毛織株式会社株式百七十六株

一株額面 金五十円全額拂込済

額面及び枚数 (イ)五十円(一株)券一枚(ロ)二百五十円(五株)券一枚(ハ)五百円(十株)券一枚(ニ)二千五百円(五十株)券一枚

記号番号 (イ)甲三二一(ロ)乙一五八(ハ)自丙五四九至丙五五五、自丙二五八一八至丙二五八二二(ニ)丁一五二三

最終名義人 板倉発波留

●昭和二十六年(ヘ)第四三号

東京都中央区日本橋兜町一丁目七 申立人 証券代行株式会社

代表者取締役 吉川 義治

右申立人から別紙表示の株券に付公示催告の申立をしたから其の所持人は昭和二十七年七月十日午前十時迄に当裁判所に権利の届出と其の株券を提出されたい。若し期日迄に右の届出と提出をしないと其の株券の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十一月二十一日

神戸簡易裁判所

（別紙）

目 録

第一洋船株式会社株式一百株

一株額面 金五十円全額拂込済

額面及び枚数 五十円(百株)券一枚

記号番号 丁ろ四一

最終名義人 長部証券株式会社社長長部清治

●昭和二十六年(ヘ)第五号

吹田市南泉町二五八六番地 申立人 島津 吉秀

右申立人から別紙表示の株券に付公示催告の申立をしたから其の所持人は昭和二十七年七月十日午前十時迄に当裁判所に権利の届出と其の株券を提出されたい。若し期日迄に右の届出と提出をしないと其の株券の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十一月十二日

灘簡易裁判所

（別紙）

目 録

株式会社神戸製鋼所株式二百株

但 百株券二枚

額面金額 金五十円全額拂込

記号番号 そ七三四八一、そ七三四八二

発行日 昭和二十五年二月一日

発行者 株式会社神戸製鋼所

最終株主 島津吉秀

●昭和二十六年(ヘ)第二五号

大阪市東区今橋二丁目七新井ビル 申立人 荒木 清松

右申立人から別紙表示の株券に付公示催告の申立をしたから其所持人は昭和二十七年七月二十六日午前十時迄に権利の届出と其株券を当裁判所に提出されたい。若し期日迄に右の届出と提出をしないと其株券の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十一月二十二日

尼崎簡易裁判所

（別紙）

目 録

株式会社尼崎製鋼所株券百株券十枚

一株の株券額面 金五十円

一株の拂込金額 金五十円

記号番号 自は六八八号至は六九二号

発行日 昭和二十三年八月二十日

記号番号 自へ二三九四号至へ二三九八号

発行日 昭和二十六年七月一日

最終名義人 千柄実勇

最終所持人 荒木清松

○公示送達

被告人住居京都市下京区東洞院通七條下ル塩屋町番地不詳 荒川正雄方 氏名 荒川ハマエ

右の者に対する賠場開帳被告事件について、昭和二十七年一月二十五日午

申立により右不在者は昭和五年三月四日死亡したものと看做して当裁判所は昭和二十六年十月十九日失踪を宣告した。
昭和二十六年十一月二十一日
静岡家庭裁判所浜松支部

●昭和二十六年(家)第七六九号
本籍及び最後の住所静岡県磐田郡豊浜村豊浜七七番地　不在者　伊藤　兼松
明治四十四年十月八日生
右不在者に対し利害関係人磐田郡豊浜村豊浜七七番地、伊藤たまよりの申立により右不在者は昭和二十年一月三日死亡したものと看做して当裁判所は昭和二十六年十月二十九日失踪を宣告した。
昭和二十六年十一月二十一日
静岡家庭裁判所浜松支部

●昭和二十五年(家)第二〇六五号
本籍福岡県門司市大字門司二千九百三番地、最後の住所中華民国安東省安東市　不在者　多賀喜三郎
明治四十三年九月二十七日生
右の者に対し太籍同所同番地多賀房子の申立により当家庭裁判所は昭和二十四年十月二十九日死亡したものとみなして失踪宣告した。
昭和二十六年十一月十五日
広島家庭裁判所

●昭和二十六年(家)第七九九号
本籍及び最後の住所長崎市八幡町七九番地　申立人　谷　信男
本籍並びに住所長崎市西浜町六七番地　不在者　松永　勇
明治二十六年一月十日生
右不在者に対し申立人谷信男より失踪宣告の申立があり当裁判所は不在者を大正十五年八月死亡とみなしその失踪を宣告した。
昭和二十六年十一月二十一日
長崎家庭裁判所

●昭和二十五年(家)第四九四号
本籍熊本県芦北郡湯浦町大字湯浦千三百三十二番地、最後の所在昭和二十五年五月日不詳満州国東満総省牡丹江ハルビン所在の陸軍満隊部隊名不詳、今次戦争による生死不明者元の官等級若しくは身分陸軍二等兵　山川　徳松
大正元年十一月十七日生
右の者に対し熊本県芦北郡津奈木村大字岩城二千百三十七番地西川鶴松方山川ソテの申立により当裁判所は昭和二十年五月日不詳死亡と看做し失踪を宣告した。
昭和二十六年十一月二十一日
熊本家庭裁判所八代支部

●昭和二十六年(家)第六九〇号
本籍茨城県結城郡宗道村大字長萱八百十番地、最後の住所満州国浜江省哈爾浜街哈爾浜飛行隊本部第四九部隊附今次戦争による生死不明者　杉田　次夫
明治四十四年十二月二十一日生
右の者に対し茨城郡宗道村大字長萱八百十七番地杉田初枝の申立により当裁判所は昭和二十六年十一月十七日失踪を宣告した。依つて右生死不明者は昭和二十三年八月三十一日死亡したものと看做す。
昭和二十二年十一月十七日
宇都宮家庭裁判所

●昭和二十六年(家)第四六〇号
本籍並びに最後の住所佐賀市二七六八番地　不在者　田沼　千代
右の者に対して利害関係人田沼儀三郎の申立により当裁判所は、昭和十六年八月三十一日死亡したものとみなし失踪を宣告した。
昭和二十六年十一月二十一日
宇都宮家庭裁判所足利支部

●昭和二十六年(家)第五六一号
本籍並びに住所長野県上水内郡島居村大字浅野千百十九番地　申立人　坂爪　さか
本籍申立人に同じ、最後の住所満州国東安省室清県満金山高社郷第九次開拓団　不在者　坂爪　勤二
明治三十九年八月二十一日生
右不在者に対し利害関係人坂爪さかの申立により当裁判所は右不在者が昭和二十年九月二日以来三年以上生死が分明しないものと看做し、昭和二十六年十一月五日失踪を宣告した。
昭和二十六年十一月二十四日
長野家庭裁判所

●昭和二十六年(家)第六三二号
本籍並びに住所長野県上水内郡柳村大字栃原四千八十三番地　申立人　山口　千秋
本籍並びに最後の住所右に同じ　不在者　山口タカノ
明治四十一年十月十八日生
右不在者に対し利害関係人山口千秋の申立により当裁判所は右不在者が昭和十六年五月二十八日以来七年以上生死分明しないので死亡したものと看做し、昭和二十六年十一月五日失踪を宣告した。
昭和二十六年十一月二十三日
長野家庭裁判所

●昭和二十六年(家)第六五号
本籍長野県東筑摩郡東川手村八百三十六番地三、最後の所在(昭和二十一年三月日不詳現存)、最後の所属部隊満州国龍江省敷江独立混成第百三十六旅団挺身隊、今次戦争による生死不明者元陸軍二等兵　市橋　卯重
大正五年九月九日生
本籍長野県東筑摩郡東川手村八百三十六番地三、最後の所在満州国北安省克山県鋼大機第九次芙蓉開拓団　不在者　市橋　孝則
昭和十四年十月二十日生
右の者に対し長野県東筑摩郡本城村大字西條四千二百四十四番地へ市橋知惠子から申立があつたので当裁判所は市橋卯重は昭和二十一年三月日不詳、市橋孝則は昭和二十一年七月二十日各々死亡したものと看做して失踪を宣告した。
昭和二十六年十一月十六日
長野家庭裁判所松本支部

●本籍及び最後の住所新潟県古志郡西谷村大字中千三百三十一番地　不在者　目黒　喜芳
大正十一年二月十四日生
右の者に対し同所同番地目黒喜一の申立により当裁判所は昭和二十六年一月二十五日死亡したものとみなして失踪を宣告した。
昭和二十六年十一月五日
新潟家庭裁判所長岡支部

●本籍新潟県古志郡黒條村大字高見三千五百二番地、最後の居所ビルマ国チャイカミ郡ウェンムライ独立歩兵第一四一大隊歩兵第一五二聯隊今次戦争による生死不明者第二補充輜重兵一等兵　渡辺竹次郎
大正五年十月十日生
右の者に対し利益関係人渡辺米二の申立により当裁判所は昭和二十三年九月四日死亡したものとみなして失踪を宣告した。
昭和二十六年十月二十一日
新潟家庭裁判所

●昭和二十五年(家)第四七九号
本籍福岡県門司市大字門司二千九百三番地、最後の住所中華民国安東省安東市　不在者　多賀喜三郎
明治四十三年九月二十七日生
右の者に対し利害関係人磐田郡豊浜村豊浜七七番地、伊藤たまよりの申立により右不在者は昭和二十年一月三日死亡したものと看做して失踪を宣告した。
昭和二十六年十一月二十一日
静岡家庭裁判所浜松支部

●昭和二十六年(家)第四七九号
本籍及び最後の住所長崎市八幡町七九番地　申立人　谷　信男
本籍並びに住所長崎市西浜町六七番地　不在者　松永　勇
明治二十六年一月十日生
右不在者に対し申立人谷信男より失踪宣告の申立があり当裁判所は不在者を大正十五年八月死亡とみなしその失踪を宣告した。
昭和二十六年十一月二十一日
長崎家庭裁判所

●昭和二十五年(家)第四九四号
本籍熊本県芦北郡湯浦町大字湯浦千三百三十二番地、最後の所在昭和二十五年五月日不詳満州国東満総省牡丹江ハルビン所在の陸軍満隊部隊名不詳、今次戦争による生死不明者元の官等級若しくは身分陸軍二等兵　山川　徳松
大正元年十一月十七日生
右の者に対し熊本県芦北郡津奈木村大字岩城二千百三十七番地西川鶴松方山川ソテの申立により当裁判所は昭和二十年五月日不詳死亡と看做し失踪を宣告した。
昭和二十六年十一月二十一日
熊本家庭裁判所八代支部

●昭和二十六年(家)第六九〇号
本籍茨城県結城郡宗道村大字長萱八百十番地、最後の住所満州国浜江省哈爾浜街哈爾浜飛行隊本部第四九部隊附今次戦争による生死不明者　杉田　次夫
明治四十四年十二月二十一日生
右の者に対し茨城郡宗道村大字長萱八百十七番地杉田初枝の申立により当裁判所は昭和二十六年十一月十七日失踪を宣告した。依つて右生死不明者は昭和二十三年八月三十一日死亡したものと看做す。
昭和二十二年十一月十七日
宇都宮家庭裁判所

●昭和二十六年(家)第四六〇号
本籍並びに最後の住所佐賀市二七六八番地　不在者　田沼　千代
右の者に対して利害関係人田沼儀三郎の申立により当裁判所は、昭和十六年八月三十一日死亡したものとみなし失踪を宣告した。
昭和二十六年十一月二十一日
宇都宮家庭裁判所足利支部

●昭和二十六年(家)第五六一号
本籍並びに住所長野県上水内郡島居村大字浅野千百十九番地　申立人　坂爪　さか
本籍申立人に同じ、最後の住所満州国東安省室清県満金山高社郷第九次開拓団　不在者　坂爪　勤二
明治三十九年八月二十一日生
右不在者に対し利害関係人坂爪さかの申立により当裁判所は右不在者が昭和二十年九月二日以来三年以上生死が分明しないものと看做し、昭和二十六年十一月五日失踪を宣告した。
昭和二十六年十一月二十四日
長野家庭裁判所

●昭和二十六年(家)第六三二号
本籍並びに住所長野県上水内郡柳村大字栃原四千八十三番地　申立人　山口　千秋
本籍並びに最後の住所右に同じ　不在者　山口タカノ
明治四十一年十月十八日生
右不在者に対し利害関係人山口千秋の申立により当裁判所は右不在者が昭和十六年五月二十八日以来七年以上生死分明しないので死亡したものと看做し、昭和二十六年十一月五日失踪を宣告した。
昭和二十六年十一月二十三日
長野家庭裁判所

●昭和二十六年(家)第六五号
本籍長野県東筑摩郡東川手村八百三十六番地三、最後の所在(昭和二十一年三月日不詳現存)、最後の所属部隊満州国龍江省敷江独立混成第百三十六旅団挺身隊、今次戦争による生死不明者元陸軍二等兵　市橋　卯重
大正五年九月九日生
本籍長野県東筑摩郡東川手村八百三十六番地三、最後の所在満州国北安省克山県鋼大機第九次芙蓉開拓団　不在者　市橋　孝則
昭和十四年十月二十日生
右の者に対し長野県東筑摩郡本城村大字西條四千二百四十四番地へ市橋知惠子から申立があつたので当裁判所は市橋卯重は昭和二十一年三月日不詳、市橋孝則は昭和二十一年七月二十日各々死亡したものと看做して失踪を宣告した。
昭和二十六年十一月十六日
長野家庭裁判所松本支部

●本籍及び最後の住所新潟県古志郡西谷村大字中千三百三十一番地　不在者　目黒　喜芳
大正十一年二月十四日生
右の者に対し同所同番地目黒喜一の申立により当裁判所は昭和二十六年一月二十五日死亡したものとみなして失踪を宣告した。
昭和二十六年十一月五日
新潟家庭裁判所長岡支部

●本籍新潟県古志郡黒條村大字高見三千五百二番地、最後の居所ビルマ国チャイカミ郡ウェンムライ独立歩兵第一四一大隊歩兵第一五二聯隊今次戦争による生死不明者第二補充輜重兵一等兵　渡辺竹次郎
大正五年十月十日生
右の者に対し利害関係人渡辺米二の申立により当裁判所は昭和二十三年九月四日死亡したものとみなして失踪を宣告した。
昭和二十六年十月二十一日
新潟家庭裁判所

●昭和二十六年(家)第七一六号
本籍新潟県刈羽郡石地町大字大津五百四十四番地田村高信の申立により当家庭裁判所は昭和二十一年七月一日死亡したものとみなして失踪を宣告した。
昭和二十六年十一月二十八日
新潟家庭裁判所柏崎支部

●本籍神戸市長田区東尻池町一丁目二十八番地、最後の住所神戸市垂水区伊川谷町前開三百六十二番地　不在者　東野　元猛
昭和十三年三月十四日生
右不在者に対し神戸市長田区東尻池町一丁目二十八番地、東野正二の申立により当裁判所は昭和二十三年十月九日死亡と看做し失踪を宣告した。
昭和二十六年十一月二十四日
神戸家庭裁判所明石支部

●昭和二十六年(家)第二五六号
本籍並びに最後の住所愛知県丹羽郡犬山町大字橋爪字末友十五番地　申立人　雄の一
明治四十五年四月十八日生
右不在者に対し愛知県丹羽郡犬山町大字橋爪字末友十五番地の一落合武男の申立により当裁判所は昭和二十年十二月十九日死亡したものと看做し失踪を宣告した。
昭和二十六年十一月二十二日
名古屋家庭裁判所一宮支部
家事審判官　永田国光

●昭和二十五年(家)第三四〇号
本籍唐津市妙見町七一八三番地の四、最後の住所福岡県八幡市町名不詳　不在者　平石　欽治
大正九年一月二日生
右の者に対し佐賀県唐津市元石町宮添方平石タマヨの申立により当家庭裁判所は昭和二十三年三月一日死亡したものとみなして失踪を宣告した。
昭和二十六年九月二十七日
佐賀家庭裁判所唐津支部

●昭和二十五年(家)第四〇七号
本籍及び最後の住所佐賀県唐津市宮ノ町四〇一九番地の二　不在者　池田　徳太郎
明治三十一年九月一日生
右の者に対し同所同番地池田ヒサの申立により当家庭裁判所は昭和十八年二月五日死亡したものとみなして失踪を宣告した。
昭和二十六年九月二十七日
佐賀家庭裁判所唐津支部

●本籍並びに最後の住所長崎県北松浦郡新御厨町岳崎免三五〇番地　不在者　出口百合蔵
明治三十八年五月二十一日生
右の者に対し利害関係人同所同番地出口コメより失踪宣告の申立があつたので当裁判所は昭和二十五年一月五日死亡したものとみなして失踪を宣告した。
昭和二十六年十一月二十七日
長崎家庭裁判所平戸支部

●本籍並びに最後の住所岩手県気仙郡下有住村新切百四十四番地　不在者　寅吉
明治十四年二月十日生
右の者に対し岩手県気仙郡下有住村新切百四十四番の内二地蔵野親助の申立により当裁判所は昭和三年十一月四日死亡と見做し失踪を宣告した。
昭和二十六年十一月二十四日
盛岡家庭裁判所一関支部

●本籍並びに最後の住所岩手県西磐井郡萩荘村大字平泉字樋渡一番地　不在者　高橋　昇
大正四年八月二十七日生
右の者に対し岩手県西磐井郡萩荘村大字達古袋字馬場三十五番地の三、小岩強の申立により当裁判所は昭和十七年九月十日死亡と見做し失踪を宣告した。
昭和二十六年十一月二十四日
盛岡家庭裁判所一関支部

●本籍青森県三戸郡三戸町大字在府小路町四十六番地一号、最後の住所満州国興安総省東地区布哈旗開家三戸開拓団　不在者　大道　ヨコ
大正九年七月二十九日生
右不在者に対し青森県三戸郡三戸町大字在府小路町四十六番地一号利害関

係人大道源四郎の申立により当裁判所は昭和二十三年九月二日死亡したものと看做して昭和二十六年十一月五日失踪を宣告した。
昭和二十六年十一月二十四日
青森家庭裁判所八戸支部

●昭和二十六年(家)第一六八号
本籍及び最後の住所北海道上磯郡木古内町字前浜一一七番地　不在者　伊藤　敏雄
大正十四年一月一日生
右の者に対し住所北海道上磯郡木古内町字前浜一一七番地伊藤キヨノより申立により当裁判所は昭和二十四年六月十二日死亡したものと看做して失踪を宣告した。
昭和二十六年十一月二十六日
函館家庭裁判所

●本籍および住所香川県三豊郡辻村千六十五番地第一、最後の所在元満州国浜江省哈爾浜市　不在者　原　カヤノ
大正七年二月十二日生
本籍および住所右不在者に同じ、最後の所在右不在者に同じ　同　原　政司
昭和十五年十一月七日生
本籍および住所右不在者に同じ、最後の所在右不在者に同じ　同　原　朝香
昭和十七年七月二十三日生
右不在者等に対し利害関係人本籍および住所香川県三豊郡辻村千六十五番地第一原開六の申立により当裁判所は不在者等が昭和二十三年一月九日死亡したものとみなし失踪を宣告した。
昭和二十六年十一月二十六日
高松家庭裁判所観音寺支部

○失踪宣告中訂正

●右の者に対する昭和二十六年二月七日附掲載の当裁判所失踪宣告の公告中、不在者の本籍並最後の住所一申立人と同じとあるを本籍茨城県新治郡蒜穂村大字狐内五七三番地、最後の住所一申立人と同じと訂正する。
昭和二十六年十二月四日
水戸家庭裁判所土浦支部
家事審判官　小野木武臣

○除権判決

●昭和二十六年(ハ)第八号
大阪市都島区中野町二丁目九六番地　申立人　高畑　岸三
別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十六年九月二十五日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十六年九月二十五日右証券の無効を宣言した。
昭和二十六年九月二十五日
大阪簡易裁判所
(別紙)　目　録
大阪瓦斯株式会社株式二百株
但し百株券二枚
額面金額　金五千円
一株の金額　金五十円
記号番号　E三八〇六八、E三八〇九九
発行者　大阪瓦斯株式会社取締役社長井口竹次郎
発行日　昭和二十四年九月一日
当初株主　大和証券株式会社大阪支店
最終株主　大和証券株式会社大阪支
最終所持人　高畑岸三

●昭和二十六年(ハ)第九号
福井県敦賀市津内九一号一七番地　宮村　勝三
別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十六年九月二十五日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十六年九月二十五日右証券の無効を宣言した。
昭和二十六年九月二十五日
大阪簡易裁判所
(別紙)　目　録
東洋紡績株式会社株式五十株券二枚
株券額面　金二千五百円
一株に付拂込　金五十円
記号番号　戊に第三〇八〇五号、戊発行者　東洋紡績株式会社
最終株主　北尾清
最終所持人　宮村勝三

●昭和二十六年(ハ)第一〇号
和歌山市手平一四六番地　江口茂夫
申立人　亀井　豊助
別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十六年九月二十五日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十六年九月二十五日右証券の無効を宣言した。
昭和二十六年九月二十五日
大阪簡易裁判所
(別紙)　目　録
株式会社中山製鋼所株式十株券十枚
記号番号　ほ丙第五九七六号、ほ丙第六四二三号、ほ丙第六一九〇号、ほ丙第六九二四号、ほ丙第自五六八七号至第五六九一号
一株の金額　金五十円
発行者　株式会社中山製鋼所
発行年月日　昭和十三年六月一日
最終株主　亀井豊助
株式会社中山製鋼所株式五十株券十四枚
記号番号　ほ乙第一三八七号、ほ乙第一三六五号、ほ乙第一五四四号、ほ乙第一六七二号、ほ乙第一三七〇号、ほ乙第一五七九号、ほ乙第二二一九九号、ほ乙第二五五号以上昭和十三年六月一日発行、ほ乙自第一二一号至第一二六号以上昭和十四年九月二十二日発行
一枚の額面　金二千五百円
一株の金額　金五十円
発行者　株式会社中山製鋼所
最終株主　亀井豊助

●昭和二十六年(ハ)第一一号
福岡市野間新町二丁目二三番地　申立人　泉伊　志馬
別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十六年九月二十五日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十六年九月二十五日右証券の無効を宣言した。
昭和二十六年九月二十五日
大阪簡易裁判所
(別紙)　目　録
帝国人造絹糸株式会社一百株券一枚
株券額面　金五十円也
一株の拂込金　金五十円也
記号番号　3A第一六七三五号
最終株主　泉伊志馬

●昭和二十六年(ハ)第一二号
京都府久世郡宇治町里尻七八番地　申立人　伊藤　保
別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十六年九月二十五日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十六年九月二十五日右証券の無効を宣言した。
昭和二十六年九月二十五日
大阪簡易裁判所

●昭和二十六年(ハ)第一四号
兵庫県印南郡志方村志方町一〇二七番地　申立人　浅山恵以子
別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十六年九月二十五日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十六年九月二十五日右証券の無効を宣言した。
昭和二十六年九月二十五日
大阪簡易裁判所

●昭和二十六年(ハ)第一三号
大阪市北区宗是町一番地新日本窒素肥料株式会社内　申立人　渡辺　英一
別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十六年九月二十五日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十六年九月二十五日右証券の無効を宣言した。
昭和二十六年九月二十五日
大阪簡易裁判所
(別紙)　目　録
株式会社三和銀行株式八百株百株券八枚
但し
一株券の額面　五千円也
一株の拂込金額　五十円也
株券の記号番号　自H三〇八九六三〇九六
最終株主　伊藤保
発行年月日　昭和二十三年十月一日
発行者氏名　株式会社三和銀行取締役頭取渡辺忠雄

●昭和二十六年(ハ)第一四号
大阪市都島区中野町二丁目九六番地　申立人　高畑　岸三
別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十六年九月二十五日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十六年九月二十五日右証券の無効を宣言した。
昭和二十六年九月二十五日
大阪簡易裁判所
(別紙)　目　録
株式会社中山製鋼所株式十株券十枚
記号番号　ほ丙第五九七六号、ほ丙第六四二三号、ほ丙第六一九〇号、ほ丙第六九二四号、ほ丙第自五六八七号至第五六九一号
一株の金額　金五十円
発行者　株式会社中山製鋼所
発行年月日　昭和十三年六月一日
最終株主　亀井豊助
株式会社中山製鋼所株式五十株券十四枚
記号番号　ほ乙第一三八七号、ほ乙第一三六五号、ほ乙第一五四四号、ほ乙第一六七二号、ほ乙第一三七〇号、ほ乙第一五七九号、ほ乙第二二一九九号、ほ乙第二五五号以上昭和十三年六月一日発行、ほ乙自第一二一号至第一二六号以上昭和十四年九月二十二日発行
一枚の額面　金二千五百円
一株の金額　金五十円
発行者　株式会社中山製鋼所
最終株主　亀井豊助

●昭和二十六年(ハ)第一一号
福岡市野間新町二丁目二三番地　申立人　泉伊　志馬
別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十六年九月二十五日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十六年九月二十五日右証券の無効を宣言した。
昭和二十六年九月二十五日
大阪簡易裁判所
(別紙)　目　録
帝国人造絹糸株式会社一百株券一枚
株券額面　金五十円也
一株の拂込金　金五十円也
記号番号　3A第一六七三五号
最終株主　泉伊志馬

●昭和二十六年(ハ)第一二号
京都府久世郡宇治町里尻七八番地　申立人　伊藤　保
別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十六年九月二十五日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十六年九月二十五日右証券の無効を宣言した。
昭和二十六年九月二十五日
大阪簡易裁判所
(別紙)　目　録
旭化成工業株式会社株式二百株
株券額面　金五千円
一株の拂込金額　金五十円也
記号番号　ろ丁自第一四九九三四号至第一四九三五号
発行者　旭化成工業株式会社
発行日　昭和二十四年八月三十日
株券の名義人　浅山恵以子
最終の所持人　浅山恵以子

●昭和二十六年(ハ)第一五号
東京都杉並区清水町八七　申立人　宮脇　淑子
別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十六年九月二十五日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十六年九月二十五日右証券の無効を宣言した。
昭和二十六年九月二十五日
大阪簡易裁判所
(別紙)　目　録
旭化成工業株式会社株式五百株
株券額面　金五千円也
一株の拂込金額　金五十円也
記号番号　ろ丁自第八五九五五五号至第八五九五九五号
発行者　旭化成工業株式会社
発行日　昭和二十四年八月三十日
株券の名義人　宮脇淑子
最終の所持人　宮脇淑子

●昭和二十六年(ハ)第一六号
神奈川県横浜市西区紅梅町二丁目三四番地　申立人　中野　修一
同所　同　奥山　マサ
別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十六年九月二十五日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十六年九月二十五日右証券の無効を宣言した。
昭和二十六年九月二十五日
大阪簡易裁判所
(別紙)　目　録
石原産業株式会社株券十五枚
記号番号　(イ)自丙第三八九七、四八〇〇、四八四一、四八三九、六五〇〇、六五七、(ロ)自六四九六至六四九九号、(ハ)丙第二〇〇〇、一九九九号、(ハ)丙自第一八二六至一八二八号、(ホ)自第一八二六至一八二八
額面金額　(イ)金五千円也(ロ)金二千五百円也

拂込金額　(イ)(ロ)各拂込済
発行年月日　(イ)昭和十八年三月一日
(ロ)昭和十九年九月二十六日
最終名義人　(イ)中野勇吉(ロ)奥山マサ
最終所持人　(イ)中野修一(ロ)奥山マサ

●昭和二十六年(〇)第一七号
神戸市生田区三宮町二丁目二八
申立人　西本久子
別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十六年九月二十五日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十六年九月二十五日右証券の無効を宣言した。
昭和二十六年九月二十五日
大阪簡易裁判所
(別紙)　株券目録
帝国人造絹糸株式会社株式百株券一枚
額面及び拂込　金五千円券全額拂込済
記号番号　三A第二五九四〇号
最終名義人　奥原稔

●昭和二十六年(〇)第一八号
豊中市桜塚本通二丁目三三番地吉岡友吉方　申立人　藤原信一
別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十六年九月二十五日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十六年九月二十五日右証券の無効を宣言した。
昭和二十六年九月二十五日
大阪簡易裁判所
(別紙)　目録
一種類　東洋紡績株式会社株式
数量　(イ)一百株券二枚(ロ)五十株券二枚
株券額面　(イ)金五千円(ロ)金二千五百円
一株に付拂込　金五十円
記号番号　(イ)Aは第八八九〇七号(イ)Aは第八九〇八号(ロ)丁に第二一一八八号(ロ)丁に第二一一八九号
発行者　東洋紡績株式会社
最終株主　藤原信一

●昭和二十六年(〇)第一九号
大阪市大正区千島町三八三番地
申立人　株式会社日本鑄鋼所
右代表取締役　奥村羅次
別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十六年九月二十五日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十六年九月二十五日右証券の無効を宣言した。
昭和二十六年九月二十五日
大阪簡易裁判所
(別紙)　目録
一約束手形　一通
手形番号　第一七号
額面　金六十万円也
支拂期日　昭和二十六年四月六日
支拂地　大阪市
支拂場所　株式会社千代田銀行梅田支店
振出地　尼崎市
振出月日　昭和二十五年十二月十四日
振出人　東亜バルブ株式会社
受取人　株式会社日本鑄鋼所
裏書人　株式会社日本鑄鋼所
最終所持人　株式会社日本鑄鋼所
一約束手形　一通
手形番号　第三号
額面　金二十二万六千六百八十五円
支拂期日　昭和二十六年三月五日
支拂地　大阪市
支拂場所　株式会社三和銀行難波支店
振出地　大阪市
振出月日　昭和二十五年十二月二十八日
振出人　日本弁柄工業株式会社
受取人　株式会社日本鑄鋼所
裏書人　株式会社日本鑄鋼所
最終所持人　株式会社日本鑄鋼所
一約束手形　一通
手形番号　第一七号
額面　金六十万円也
支拂期日　昭和二十六年四月六日
支拂地　大阪市
支拂場所　株式会社千代田銀行梅田支店
振出地　尼崎市
振出月日　昭和二十五年十二月十四日
振出人　東亜バルブ株式会社
受取人　株式会社日本鑄鋼所
裏書人　株式会社日本鑄鋼所
最終所持人　株式会社日本鑄鋼所
一約束手形　一通
手形番号　第八六一一号
額面　金一十五万六千五百六十四円八十銭也
支拂期日　昭和二十六年三月六日
支拂地　大阪市
支拂場所　株式会社千代田銀行梅田支店
振出地　尼崎市
振出月日　昭和二十五年十二月十四日
振出人　東亜バルブ株式会社
受取人　株式会社日本鑄鋼所
裏書人　株式会社日本鑄鋼所
最終所持人　株式会社日本鑄鋼所
一約束手形　一通
手形番号　第一七四号
額面　金一百万円也
支拂期日　昭和二十六年三月二十八日
支拂地　大阪市
支拂場所　株式会社大阪銀行難波支店
振出地　堺市
振出月日　昭和二十五年十二月二十九日
振出人　帝国車輛工業株式会社
受取人　株式会社日本鑄鋼所
裏書人　株式会社日本鑄鋼所
最終所持人　株式会社日本鑄鋼所
一約束手形　一通
手形番号　材第一八七号
額面　金三十万円也
支拂期日　昭和二十六年三月二十八日
支拂地　大阪市
支拂場所　株式会社大阪銀行難波支店
振出地　堺市
振出月日　昭和二十五年十二月二十九日
振出人　帝国車輛工業株式会社
受取人　株式会社日本鑄鋼所
裏書人　株式会社日本鑄鋼所
最終所持人　株式会社日本鑄鋼所
一約束手形　一通
手形番号　材第一九号
額面　金三十万円也
支拂期日　昭和二十六年四月二十七日
支拂地　大阪市
支拂場所　株式会社大阪銀行難波支店
振出地　堺市
振出月日　昭和二十五年十二月二十九日
振出人　帝国車輛工業株式会社
受取人　株式会社日本鑄鋼所
裏書人　株式会社日本鑄鋼所
最終所持人　株式会社日本鑄鋼所
一約束手形　一通
手形番号　材第一七四号
額面　金一百万円也
支拂期日　昭和二十六年三月二十八日
支拂地　大阪市
支拂場所　株式会社大阪銀行難波支店
振出地　堺市
振出月日　昭和二十五年十二月二十九日
振出人　佐伯建設工業株式会社
受取人　株式会社日本鑄鋼所
裏書人　株式会社日本鑄鋼所
最終所持人　株式会社日本鑄鋼所
為替手形　一通
手形番号　第一一号
額面　金一十五万円也
支拂期日　昭和二十六年二月二十四日
支拂地　大阪市
支拂場所　株式会社三和銀行順慶町支店
振出地　大阪市
振出人　中央商事株式会社
支拂人　旭物産株式会社
受取人　株式会社中山製鋼所
裏書人　第一裏書株式会社中山製鋼所
最終所持人　第二裏書株式会社日本鑄鋼所
一約束手形　一通
手形番号　材第一七四号
額面　金一百万円也
支拂期日　昭和二十六年三月二十八日
支拂地　大阪市
支拂場所　株式会社大阪銀行難波支店
振出地　堺市
振出月日　昭和二十五年十二月二十九日
振出人　帝国車輛工業株式会社
受取人　株式会社日本鑄鋼所
裏書人　株式会社日本鑄鋼所
最終所持人　株式会社日本鑄鋼所
一約束手形　一通
手形番号　材第一九号
額面　金三十万円也
支拂期日　昭和二十六年四月二十七日
支拂地　大阪市
支拂場所　株式会社大阪銀行難波支店
振出地　堺市
振出月日　昭和二十五年十二月二十九日
振出人　帝国車輛工業株式会社
受取人　株式会社日本鑄鋼所
裏書人　株式会社日本鑄鋼所
最終所持人　株式会社日本鑄鋼所
一約束手形　一通
手形番号　材第二〇一号
額面　金四十万円也
支拂期日　昭和二十六年四月二十七日
支拂地　大阪市
支拂場所　株式会社大阪銀行難波支店
振出地　堺市
振出月日　昭和二十五年十二月二十九日
振出人　帝国車輛工業株式会社
受取人　株式会社日本鑄鋼所
裏書人　株式会社日本鑄鋼所
最終所持人　株式会社日本鑄鋼所
一約束手形　一通
手形番号　第一〇八号
額面　金四万三千三百五円也
支拂期日　昭和二十六年二月二十八日
支拂地　大阪市
支拂場所　株式会社帝国銀行川口支店
振出地　大阪市
振出月日　昭和二十五年十二月三十日
振出人　熊谷組工業株式会社
受取人　株式会社日本鑄鋼所
最終所持人　株式会社日本鑄鋼所

●昭和二十六年(〇)第二〇号
藤沢市鵠沼六七〇三番地　北川勝也
別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十六年九月二十五日午前十時迄に権利の届出と証券の提出に依り昭和二十六年九月二十五日右証券の無効を宣言した。
昭和二十六年九月二十五日
大阪簡易裁判所
(別紙)　目録
安宅産業株式会社株式
株券種類　十株券
記号番号　新は第三六三号
額面金額　金五百円也
拂込額　全額拂込済
発行者　安宅産業株式会社
発行日　昭和十八年九月一日
当初株主　北川勝也
最終株主　北川勝也

●昭和二十六年(〇)第二三号
東京都中央区日本橋通一丁目七番地
申立人　明光商事株式会社
右代表取締役　三宅又雄
別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十六年九月二十五日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十六年九月二十五日右証券の無効を宣言した。
昭和二十六年九月二十五日
大阪簡易裁判所
(別紙)　目録
小切手額面　金百十一万五千八百円也
記号番号　HO八二〇号
振出地　堺化学工業株式会社
振出年月日　昭和二十五年十一月二十八日
支拂地　大阪市
支拂場所　株式会社千代田銀行大阪支店
持参人拂
小切手額面　金百十一万五千八百円也
記号番号　KO六四八九号
振出地　明光商事株式会社大阪支店
振出年月日　昭和二十五年十一月三十日
支拂地　大阪市
支拂場所　株式会社千代田銀行梅田支店
持参人拂
小切手額面　金六十七万四千八百円也
記号番号　KO六四八八号
振出地　昭光商事株式会社
振出年月日　昭和二十五年十一月二十四日
支拂地　大阪市
支拂場所　株式会社千代田銀行梅田支店
持参人拂
小切手額面　金二百万円也
記号番号　UO七五〇〇号

振出人　明光商事株式会社
振出年月日　昭和二十五年十二月三十日
支拂地　大阪市
支拂場所　株式会社大阪銀行
持参人拂
小切手額面　金三万円也
記号番号　UO七四九八号
振出人　明光商事株式会社
振出年月日　昭和二十五年十一月三十日
支拂地　大阪市
支拂場所　株式会社大阪銀行
持参人拂
小切手額面　金二万一千九百八円也
記号番号　UO七四九四号
振出人　明光商事株式会社
振出年月日　昭和二十五年十一月三十日
支拂地　大阪市
支拂場所　株式会社大阪銀行
持参人拂

●昭和二十六年(〇)第二四号
大阪府三島郡味舌村一八〇番地　申立人　丸山武夫
別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十六年九月二十五日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十六年九月二十五日右証券の無効を宣言した。
昭和二十六年九月二十五日
大阪簡易裁判所
(別紙)　目録
住友電気工業株式会社株式百株
一株の額面金額　金五十円也全額拂込
記号番号　と乙第一四二七二号
発行者　住友電気工業株式会社
発行年月日　昭和二十四年八月一日
最終所持人　丸山武夫

●昭和二十六年(〇)第二五号
和歌山県海草郡有功村大字六十谷五四五番地　申立人　久田一栄
別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十六年九月二十五日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十六年九月二十五日右証券の無効を宣言した。
昭和二十六年九月二十五日
大阪簡易裁判所
(別紙)　目録
一種類　約束手形
数量　一枚
額面　金二十万円
支拂期日　昭和二十六年二月二十八日
支拂地　大阪市
支拂場所　三和銀行鶴橋支店
振出地　大阪市東成区大成通三丁目
発行人　大阪市東成区大成通三丁目五三山田合名株式会社代表社員音沢二郎三
受取人　中国塗料株式会社
裏書人　広島市吉島本町四一六中国塗料株式会社代表者取締役武正敏夫
最終所持人　広島市吉島本町四一六中国塗料株式会社代表者取締役武正敏夫

●昭和二十六年(〇)第一号
広島市吉島本町四一六番地
申立人　中国塗料株式会社
右代表者取締役　武正敏夫
右代理人　山県耕造
証券の表示の通り
一、別紙表示の通り
右証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十六年十月五日午前十時の期日迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立により右証券の無効を宣言する。
昭和二十六年十月五日
生野簡易裁判所
裁判官　坂東米八
(別紙)　目録
一種類　約束手形
数量　一枚
額面　金二十万円
支拂期日　昭和二十六年二月二十八日
支拂地　大阪市
支拂場所　三和銀行鶴橋支店
振出地　大阪市東成区大成通三丁目
発行人　大阪市東成区大成通三丁目五三山田合名株式会社代表社員音沢二郎三
受取人　中国塗料株式会社
裏書人　広島市吉島本町四一六中国塗料株式会社代表者取締役武正敏夫

●昭和二十五年(〇)第五号
和歌山県那賀郡粉河町大字粉河七九七番地　申立人　増田芳三郎
証券の表示
一、別紙表示の通り
右証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十六年九月十二日午前十時の期日迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立により右証券の無効を宣言する。
昭和二十六年九月二十九日
大阪池田簡易裁判所
裁判官　藤田貞一郎
(別紙)　目録
京阪神急行電鉄株式会社株式百三十一株但し五十株券二枚十株券三枚一株券一枚
一株の金額　金五十円全額拂込
記号番号　普通新株式丁第三五七二号、普通新株式丁第三五七三号
最終株主　野崎周造
記号番号　い号丙自第四四八五号至第四四八七号、い号甲第五〇六八号
最終株主　尾田豊子
発行者　京阪神急行電鉄株式会社
右株券最終所持人　増田芳三郎

●昭和二十六年(〇)第一号
神戸市東灘区本庄町深江一八七
申立人　寺田音吉
右申立人から別紙目録記載の株券に付公示催告の申立をしたから当裁判所は公示催告をしたところ昭和二十六年十月一日午前十時の期日迄に権利の届出と株券の提出をするものがないので申立人の申立に基いて右株券の無効を宣言する。
昭和二十六年十月一日
神戸簡易裁判所
(別紙)　目録
株式会社神戸銀行株式二百株
株券の種類　百株券二枚
額面金額　金五千円也
一株の金額　金五十円也
一株の拂込金額　金五十円也
記号番号　と戊第三七三五二号、と戊第三七三五三号
発行年月日　昭和二十三年十二月一日
発行者　株式会社神戸銀行取締役頭取岡崎忠
当初株主　寺田音吉
最終株主　寺田音吉

●昭和二十六年(〇)第三六号
奈良県高市郡高取町下子島六三
大阪府泉北郡高石町南六五　荒田満夫
右申立人から別紙表示の株券に付公示催告の申立をしたから当裁判所は公示催告をしたところ昭和二十六年九月二十五日午前十時迄に権利の届出と株券の提出をなすものがないので申立人の申立に基いて右株券の無効を宣言する。
昭和二十六年九月二十日
尼崎簡易裁判所
裁判官　新原新太郎
(別紙)　株券目録
大日本紡績株式会社株式二千七百十株
(上記会社発行)
但し此の株券五十七枚
一株額面及び拂込　金五十円
株券種類　丙、は、B丙は十株券、には五十株券、A戊、B戊は百株券
記号番号　(イ)B丙三一一五〇六、A戊三一一〇九、B戊、一二六七八二一二六八三一一一九四一一九七七、二九七七八、四二六一一〇二二(ハ)は、一七二一七、自五〇三四七五四〇四、五三四五、五四三一一、五四三一一〇二、B戊、五八五一九、五八五二一〇(ニ)は、自六一九〇八至六二一九一一〇、自六三三八六二、A戊、自五三七〇至五三七二、一〇二二九二一七九二一一〇九八、四五〇三、四五九〇七、自七六六二七至七六六二九、一一〇〇五四、二二四五〇七、一二四五〇八、一三一一五二二
最終株主　(イ)駒井知包(ロ)蒲島郷子(ハ)宮前修(ニ)大塚証券株式会社取締役社長大塚弘一
(イ)駒井知包(ロ)(ハ)(ニ)荒田満夫
発行年月日　丙大正十二年八月二十日、は昭和十一年十一月二十五日、に昭和十一年十一月二十五日、A戊昭和二十四年三月一日、B戊昭和二十四年十月二十五日
大阪府泉北郡高石町羽衣四六八
申立人　成田壽太郎
右申立人から別紙表示の株券に付公示催告の申立をしたから当裁判所は公示催告をしたところ昭和二十六年十月九日午前十時の期日迄に権利の届出と株券の提出をなすものがないので申立人の申立に基いて右株券の無効を宣言する。
昭和二十六年十月九日
尼崎簡易裁判所
(別紙)　目録
日亜製鋼株式会社株式
百株券　五枚
記号番号　自ね第二八六三号至ね第二八六七号
株券額面　金五千円
一株の拂込金額　金五十円
最終株主　成田壽太郎
神戸市兵庫区夢野町三丁目八九
申立人　弓田秀一
右者申立による昭和二十四年(〇)第六号公示催告事件につき次の通り除権判決する。
主文
別紙表示の株券はこれを無効とする。
理由
右申立人の申立により別紙記載の株券につき昭和二十六年三月二十七日公示催告をしたところ所定の期間内に右株券を提出する者がなかつたので申立人の申立により民事訴訟法第七百六十九條、第七百八十四條第一項に則り主文の通り判決した。
昭和二十六年十月二日
姫路簡易裁判所
裁判官　藤森龍雄
(別紙)　目録
日本砂鉄鋼業株式会社株式五十株（五十株券一枚）
記号番号　旧Z第三二六九
株券金額　五十円也
拂込金額　五十円也
最終株主　渡辺安太郎
発行者　日本砂鉄工業株式会社
日本砂鉄鋼業株式会社株式五十株（五十株券一枚）
記号番号　旧Z第二一八四
株券金額　五十円也
拂込金額　五十円也
最終株主　弓田秀一
発行者　日本砂鉄工業株式会社

昭26.12.20. 第7486号

昭和二十四年(〇)第五三号
山口市嘉川町江崎九三七番地
申立人　原田　保夫
右代理人　小出　辰男
別紙目録記載の約束手形に付いて最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたから当裁判所は昭和二十五年十月二十六日公示催告を為したにも不拘昭和二十六年五月八日午前十時公示催告期日迄に該権利の届出及び該約束手形の提出がないので右申立人の申立に因つて左の如く判決する。
別紙目録記載の約束手形の無効なることを宣言する。
昭和二十六年十月一日
名古屋簡易裁判所
裁判官　吉田好文

(別紙)
目録
一約束手形一通
番号　第六号
金額　金二百十六万七千円
支拂期日　昭和二十四年十二月十日
支拂地　名古屋市
支拂場所　株式会社静岡銀行名古屋支店
振出地　名古屋市
振出日　昭和二十四年九月二十八日
受取人　原田保夫
振出人　名古屋市中村区大閣通六丁目九七番地尾河水産株式会社取締役社長尾河治助
裏書事項　なし

㊙昭和二十六年(〇)第一号
金沢市天神町三丁目四十五番地
申立人　佐野　進
右申立人から別紙目録表示の株券について公示催告の申立があつたので当裁判所は公示催告を為したところ昭和二十六年九月十二日午前十時の期日までに権利を届出で且つ右株券を提出する者がなかつたから申立人の申立に基いて右株券の無効を宣言する。
昭和二十六年十月四日
金沢簡易裁判所
裁判官　阿部清峯

(別紙)
目録
証券の種類　北日本紡績株式会社株券
一百株券額面　金五千円一枚
此拂込金額　金五千円也
記号番号　乙第一八七〇号
発行者　金沢市泉本町ト百番地北日本紡績株式会社取締役社長直山與二

発行年月日　昭和二十三年十二月二十五日
最初の株券所有者　金沢市材木町二丁目二十七番地青山かの子
最終の株券の所有者　金沢市天神町三丁目四十五番地佐野進

㊙昭和二十六年(〇)第一号
大阪市南区千年町三十八番地
申立人　岡谷鋼機株式会社大阪支店
常務取締役　久我　正道
大阪市南区心斎橋筋一丁目百十八番屋敷大丸五階
右訴訟代理人弁護士　中村　公男
別紙目録表示の約束手形に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十六年十月四日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右約束手形を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記約束手形の無効を宣言する。
昭和二十六年十月四日
富山簡易裁判所
裁判官　藤田善嗣

(別紙)
目録
約束手形一通
手形番号　第四二九号
額面　金七十八万円也
支拂期日　昭和二十六年三月二十三日
支拂地　富山市
支拂場所　株式会社北陸銀行
振出地　富山市
振出日　昭和二十五年十二月九日
受取人　不二越鋼材工業株式会社
振出人　岡谷鋼機株式会社大阪支店
裏書人　岡谷鋼機株式会社大阪支店
最終所持人　岡谷鋼機株式会社大阪支店

㊙昭和二十五年(〇)第二三号
岡山市上石井二百九十八番地
申立人　金光　功
別紙表示の株券に付前記申立人の申立に因り公示催告を為したところ昭和二十六年十月十日午前十時の期日迄に権利を届出で且株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて該株券の無効を宣言する。
昭和二十六年十月十日
倉敷簡易裁判所
裁判官　高橋俊士

(別紙)
目録
倉敷紡績株式会社株式一百株券一枚
但し株券額面　金五千円也

㊙昭和二十六年(〇)第一六号
塩竈市笠神一本松無番地
申立人　富岡　喜助
右代理人弁護士　三島　保
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十六年九月二十六日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十六年九月二十六日
仙台簡易裁判所
裁判官　熊谷　糟

(別紙)
目録
株券の種類　塩竈港運送株式会社株式百株券二枚
株券額面　金五千円

㊙昭和二十五年(〇)第一六号
塩竈市笠神一本松無番地
申立人　富岡　喜助
右代理人弁護士　三島　保
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為したところ昭和二十六年九月二十六日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十六年九月二十六日
仙台簡易裁判所
裁判官　熊谷　糟

㊙昭和二十五年(〇)第一号
長崎市元船町五丁目三番地
申立人　合資会社金子商店
右代表社員　金子　竹治
別紙目録表示の小切手について申立人の申立により公示催告をなした処昭和二十六年十月一日午前十時の期日までに権利を届出で且つ右小切手を提出するものがなかつたから申立人の申立によつて前記小切手の無効を宣言する。
昭和二十六年十月一日
長崎簡易裁判所
裁判官　山辺九之助

(別紙)
目録
小切手
振出人　運輸省長崎港工事事務所資金前渡官吏橋田孝由
金額　金三万二千三百円
小切手番号　A乙六二三七号
発行日　昭和二十五年十二月十八日
支拂人　日本銀行長崎支店
小切手
振出人　長崎市大黒町浅田八郎
金額　金一万円
小切手番号　NO二六二九七号
発行日　昭和二十五年十二月二十六日
支拂人　株式会社親和銀行長崎支店

㊙昭和二十六年(〇)第一号
塩竈市笠神一本松無番地
申立人　佐野　進
右申立人から別紙目録表示の株券について公示催告の申立があつたので当裁判所は公示催告を為したところ昭和二十六年九月十二日午前十時の期日までに権利を届出で且つ右株券を提出する者がなかつたから申立人の申立に基いて右株券の無効を宣言する。
昭和二十六年十月四日
金沢簡易裁判所
裁判官　阿部清峯

(別紙)
目録
証券の種類　北日本紡績株式会社株券
一百株券額面　金五千円一枚
此拂込金額　金五千円也
記号番号　乙第一八七〇号
発行者　金沢市泉本町ト百番地北日本紡績株式会社取締役社長直山與二

拂込金額　金額拂込済
記号番号　ろ已〇四七八〇号
発行者　倉敷紡績株式会社
発行日　昭和二十四年一月二十日
最終株主　金光功

㊙昭和二十六年(〇)第一号
長崎市元船町五丁目三番地
申立人　合資会社金子商店
右代表社員　金子　竹治
別紙目録表示の小切手について申立人の申立により公示催告をなした処昭和二十六年十月一日午前十時の期日までに権利を届出で且つ右小切手を提出するものがなかつたから申立人の申立によつて前記小切手の無効を宣言する。
昭和二十六年十月一日
長崎簡易裁判所
裁判官　山辺九之助

(別紙)
目録
小切手
振出人　運輸省長崎港工事事務所資金前渡官吏橋田孝由
金額　金三万二千三百円
小切手番号　A乙六二三七号
発行日　昭和二十五年十二月十八日
支拂人　日本銀行長崎支店
小切手
振出人　長崎市大黒町浅田八郎
金額　金一万円
小切手番号　NO二六二九七号
発行日　昭和二十五年十二月二十六日
支拂人　株式会社親和銀行長崎支店

㊙昭和二十五年(〇)第一六号
塩竈市笠神一本松無番地
申立人　富岡　喜助
右代理人弁護士　三島　保
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為したところ昭和二十六年九月十二日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右株券を提出する者がなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十六年九月二十六日
仙台簡易裁判所
裁判官　熊谷　糟

(別紙)
目録
株券の種類　塩竈港運送株式会社株式百株券二枚
株券額面　金五千円

一株の拂込額　金五十円
記号番号　三三二三号三三四号
発行日　昭和十九年六月二十日
発行者　塩電港運送株式会社取締役社長鈴木伴実
最終株主　富岡喜助

会社その他の公告

解散公告(第三回)
当社は昭和二十六年一月二十八日の株主総会の決議により解散したので当社に債権を有する方は本公告日より二箇月以内に其債権を御申出なきときは清算から除斥されます。
昭和二十六年十二月十二日
布施市大字御厨六七番地
近畿冷蔵株式会社
清算人　田中　純一

解散公告(第三回)
当会社は昭和二十六年十一月三十日の臨時株主総会の決議により解散しましたから債権者は第一回公告の日から六十日以内に御申出下さい。右御申出がないと清算から除外されます。
昭和二十六年十二月十五日
大阪市西区京町堀上通三丁目四十二番地
大阪北鍔株式会社
清算人　高木　宏平

解散公告(第三回)
当会社は昭和二十六年十一月十日社員総会の決議に依り解散しましたから当会社に対し債権を有せらるる方は本公告第一回掲載の翌日より二箇月以内に其の旨申出下さい。若し右期間迄に御申出なきときは清算より除斥致します。
昭和二十六年十二月十五日
岐阜県武儀郡美濃町一四九〇番地
ナオミ化工有限会社
清算人　直井　清

解散公告(第一回)
当会社は昭和二十六年十一月十八日臨時株主総会の決議により解散致しました。当会社に債権を有する方は昭和二十七年一月二十八日迄に申出下さい。此期間内に申出なき時は清算から除外致します。
昭和二十六年十二月二十日
札幌市大通西十二丁目
北海道ハムスター株式会社
右代表清算人　渡辺　七郎

解散公告
当会社は昭和二十六年十一月二十五日株主総会の決議により同日解散した。東京都千代田区有楽町一の八会社に対し債権を有する債権者は本公告の日より六十日以内に債権の申出をされたい。若し期日までに申出ない場合は清算より除外されます。
昭和二十六年十二月二十日
横須賀市日の出町一丁目二番地
協同建設株式会社
同町二丁目三番地
右代表清算人　三留　三郎

解散公告(第一回)
当会社は昭和二十六年九月三十日の臨時株主総会の決議により解散したるに付当会社に対し債権を有せられる方はこの公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出でのないときは清算より除斥致します。
昭和二十六年十二月十日
前橋市栄町三番地
前橋綿糸製造株式会社
清算人　河野　孝

解散公告(第一回)
当会社は昭和二十六年十一月十七日株主総会の決議に依り解散しました当会社に債権を有する方は本公告掲載の翌日より二箇月以内に御申出下さい右期間内に御申出なきときは清算より除斥致します。
昭和二十六年十二月十五日
東京都千代田区有楽町一の八
国策ビル四階三輪法律事務所内
丸菱物産株式会社
代表清算人　三輪　壽壯
同　川俣　清音

解散公告(第一回)
当会社は株主総会の決議により昭和二十六年十一月二十日解散したので本会社に対し債権を有する債権者は本公告の日より六十日以内に債権の申出をされたい。若し期日までに申出ない場合は清算より除外されます。
昭和二十六年十二月二十日
横須賀市日の出町一丁目二番地
協同建設株式会社
同町二丁目三番地
右代表清算人　三留　三郎

資本減少公告
当会社は昭和二十六年十一月三十日の臨時社員総会に於て資本金三十万円を金二十万円に減少することを決議致しましたから異議ある債権者は本公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。
昭和二十六年十二月十三日
東京都大田区大森二の一四五番地
協栄食品加工有限会社
代表取締役　田口幸太郎

債権申出公告(第一回)
当会社は昭和二十六年十一月二十八日株主総会の決議により解散しましたので当会社に債権を有する方は昭和二十七年三月二十日までにその債権の申出相成りたく若し右期間内に申出がないときは清算から除斥致します。
昭和二十六年十二月二十日
横須賀市大津七二九番地
亨鶴商事株式会社
清算人　石渡　真弘

貸借対照表
昭和二十六年十二月十日現在

借方		貸方	
現金	五、三七三、三〇	前期繰越損失金	一五、三三六、七〇
当期損失金	一四、〇〇〇、〇〇	資本金	一六、〇〇〇、〇〇
計	一六、〇〇〇、〇〇	計	一六、〇〇〇、〇〇

解散公告(第三回)
当会社は昭和二十六年十月二十三日株主総会の決議で解散した。当会社に対して債権を有せられる方は此の公告の日から二箇月以内に申出のないときは清算から除斥せられる。
昭和二十六年十二月二十日
広島県佐伯郡五日市町海老塩浜五百十三番地の三
株式会社九五商店
清算人　高木　治郎

解散公告(第二回)
当会社は昭和二十六年七月二十五日臨時株主総会の決議により解散しましたので当社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し上記期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十六年十二月二十日
神奈川県三浦郡三崎町六合三千九百九十四番地
奎代漁業株式会社
代表清算人　寺本　正市

解散公告(第一回)
当会社は昭和二十六年九月二十八日開催の株主総会の決議で解散したので当会社に債権を有する方は本公告の日から二箇月以内に申出下さい。この期間内に申出がないときは清算から除斥します。
昭和二十六年十二月一日
市川市大字市川新田六二番地
株式会社東宝堂
清算人　神納木現志雄

決定整理計画変更認可申請公告
昭和二十四年政令第二九一号に基く決定整理計画の変更認可申請を致しましたから同政令第二十一條の規定により公告致します。
昭和二十六年十二月十五日
特殊整理人　華北電線株式会社
東盛　真一

解散公告(第一回)
当会社は昭和二十六年九月二十八日開催の株主総会の決議で解散したので当会社に債権を有する方は本公告の日から二箇月以内に申出下さい。この期間内に申出がないときは清算から除斥します。
昭和二十六年十二月十五日
特殊整理人　渡部慶之進外

整理計画認可公告
昭和二十四年政令第二九一号に基く左記各社の整理計画は認可になりましたから同政令第二十條の規定により公告致します。
昭和二十六年十二月十五日
特殊整理人　渡部慶之進外
(特殊整理人)以下同じ渡部慶之進)、満州大豆化学工業株式会社(雀岡森明)、満州鋼鉛鉱業株式会社(吾崎茂薫)、朝鮮水産化工株式会社(小崎恭人)、株式会社三中井(河井文三)、中華釜糸株式会社(長岡哲三)

株式併合による株券提出公告
当会社は昭和二十六年十二月五日開催の株主総会に於て額面株式一株に付五十円の株式十株を併合して一株金五百円の株式とすることに決議しましたから当会社に株式を所有する株主はこの公告掲載の翌日から三箇月以内に株券を当会社に提出して下さい。
昭和二十六年十二月二十日
雅馬県伊勢崎市大字今泉甲五五
二番地
代表取締役　石原英治郎

債権申出の公告
住所　宮城県宮城郡広瀬村上愛子字北原
死亡の場所　東北大学病院
死亡日　昭和二十六年四月六日
被相続人　申　石根
大正七年十一月三十日生
右被相続人の債権者受遺者は本公告掲載の日より二箇月以内に当相続財産管理人に申出られたい。
昭和二十六年十二月十日
宮城県宮城郡広瀬村上愛子字街道二二
被相続人の相続財産管理人　二瓶庄三郎

第一回定時株主総会決議公告
昭和二十六年十一月三十日開催の当社第一回定時株主総会において次の通り決議されましたから公告致します。
昭和二十六年十二月七日
東京都千代田区九の内一丁目一番地　同和化工株式会社
取締役社長　久留島秀三郎
株主各位
記
第一号議案
第一期(自昭和二十六年六月十三日至昭和二十六年十九月三十日)営業報告書、貸借対照表、財産目録、損益計算書および欠損金処分案承認の件
第二号議案
定款変更の件
右はいずれも原案どおり承認可決されました。
以上

第一期決算公告
貸借対照表
(昭和二十六年九月三十日現在)

資産の部		
(流動資産)		
預金	現金	三〇、七七六、六八〇
受取手形		八、八四四、〇八四
売掛金		六、九六六、〇〇〇
前渡金		八、三七三、〇〇〇
立替金		三、三四三、〇〇〇
製品		八、一〇九、二〇
半製品		五、二五六、六二六、〇三
原料		五、一二八、六七四、一五
貯蔵品		三、四九四、二五五、四八
未経過費用		二、六二八、九二一、〇九
従業員短期債権		一、二九一、二七一、〇九
当期損失		五、八七〇、九五六、〇〇
計		三六三、〇八〇、〇〇

負債の部		
(流動負債)		
受取手形		一、八六九、五四七、七三
商掛金		六五、八四〇、〇〇
未拂金		一、六一三、〇〇、五〇
仮受金		一〇〇、〇〇〇、〇〇
未拂費用		八、八五二、〇〇
前期繰越金		一、一七八、八四二、〇〇
当期利益金		一、三四四、三四五、七七
計		五、九七〇、九五六、〇〇
資本金		一〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
負債及資本合計		三六、〇八〇、〇〇〇、〇〇

第八期貸借対照表
昭和二十六年九月三十日現在

資産の部	
(流動資産)	
現金及預金	五四三、二二〇、三二五
受取手形	一五、八四七、九一七、〇〇
売掛金	五五、九九六、三二六
商品	一〇、九四六、五二二、五六
製品	五〇、七八、八五、〇六
半製品	九八、〇九六、三二九
原料	一四、二五四、二三三、二五
仕掛品	三、六二五、四六八、〇〇
貯蔵品	二、六二三、三七四、〇五
前渡費用	五六、〇六八、〇〇
拂込金	一、一二五、二六九、〇〇
未収入金	一、一二五、四九六、二二
社内短期債権	二七、八五五、四九六、二二
固定資産	七九、八一、五八、六四
(建設仮勘定)	四、一一三、五九、〇〇
構築物	一、三一三、三八〇、七七
機械装置	一、九八三、五六二、五七
車輌運搬具	四七〇、八一六、〇〇
備品器具	七五六、四一六、〇〇
土地	一、三一三、〇〇〇、〇〇
関係会社貸付金	九一五、四七六、二四
(合計)	八一〇、六五、八〇八、四七

負債及資本	
(流動負債)	
支拂手形	一五、二五七、二四二
買掛金	一四、二九四、四四四、二四
未拂金	二、九一五、一二一、一二
再評価積立金	二、九二四、一二一、一二
法定積立金	一、九九七、四四〇、九八
準備積立金	三、八四八、二六八、〇〇
退職積立金	四、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
前期繰越金	二四〇、〇〇〇、〇〇
当期利益金	八一三、一一四、一〇
(合計)	五、八八〇、九四九、五
	八一〇、六五、八〇八、四七

第四期決算公告
昭和二十六年四月三十日現在
貸借対照表

資産の部	
(流動資産)	
現金及預金	五四三、二二〇、三二五
受取手形	一五、八四七、九一七、〇〇
売掛金	五五、九九六、三二六
商品	一〇、九四六、五二二、五六
製品	五〇、七八、八五、〇六
半製品	九八、〇九六、三二九
原料	一四、二五四、二三三、二五
仕掛品	三、六二五、四六八、〇〇
貯蔵品	二、六二三、三七四、〇五
前渡費用	五六、〇六八、〇〇
拂込金	一、一二五、二六九、〇〇
未収入金	一、一二五、四九六、二二
社内短期債権	二七、八五五、四九六、二二
固定資産	七九、八一、五八、六四
(建設仮勘定)	四、一一三、五九、〇〇
構築物	一、三一三、三八〇、七七
機械装置	一、九八三、五六二、五七
車輌運搬具	四七〇、八一六、〇〇
備品器具	七五六、四一六、〇〇
土地	一、三一三、〇〇〇、〇〇
関係会社貸付金	九一五、四七六、二四
(合計)	八一〇、六五、八〇八、四七

負債及資本	
(流動負債)	
支拂手形	一五、二五七、二四二
買掛金	一四、二九四、四四四、二四
未拂金	二、九一五、一二一、一二
再評価積立金	二、九二四、一二一、一二
法定積立金	一、九九七、四四〇、九八
準備積立金	三、八四八、二六八、〇〇
退職積立金	四、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
前期繰越金	二四〇、〇〇〇、〇〇
当期利益金	八一三、一一四、一〇
(合計)	五、八八〇、九四九、五
	八一〇、六五、八〇八、四七

第一期決算公告
(昭和二十六年九月三十日現在)
貸借対照表

資産の部	
現金	二三四、一一二、六五
銀行預金	一〇、七二一、七五

第7486号

受取手形　一七四、九四九・五〇
仮拂金　五六、七五〇・〇〇
売掛金　八七六、四一二・九〇
商品　一、〇二六、九七八・三三
什器　七七、九八〇・〇〇
土地　三三五、〇〇〇・〇〇
建物　一一七、五六八・〇〇
税金　八一、一三〇・〇〇
合計　二、九八一、六〇四・一三

負債の部

資本金　七〇〇、〇〇〇・〇〇
預り金　二六、四〇〇・〇〇
買掛金　一、二八七、三七九・五〇
支拂手形　五八三、七四五・〇〇
未拂金　二三、四二〇・〇〇
純利益金　三六〇、六五九・六三
合計　二、九八一、六〇四・一三

昭和二十六年十一月二十九日
株式会社若狭屋紙商店

貸借対照表

昭和二十六年九月三十日現在

借方

什器	四七、四五〇・〇〇
未収入金	五七三、六五〇・〇〇
電話	二八〇、八〇〇・〇〇
仮拂金	二三三、一九〇・〇〇
富士銀行	一八一、九八〇二・九〇
現金	二七、五六二・二〇
合計	二、九七二、四五五・一〇

貸方

資本金	二〇〇、〇〇〇・〇〇
未拂手数料	二一三、四三八・〇〇
当期利益金	九、〇〇〇・〇〇
合計	二、五五〇、〇一七・一〇
	二、九七二、四五五・一〇

大阪市東区淡路町四、淡四ビル
株式会社矢橋商店
電話北浜(23)二七七—二七九
代表取締役　矢橋　信吉

第二十六期貸借対照表

(昭和二十六年九月三十日現在)

資産の部

流動資産	一五二、六三七、六八九・六一
固定資産	三〇、九〇八、五八六・〇八
投資	一、六二七、四八五・〇〇
繰延資産	二〇一、五九〇・〇〇
合計	一八五、三七五、三五〇・六九

負債の部

流動負債	一三三、〇八二、〇九〇・三六
資本金	一八、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
諸積立金	一九、五四三、三四三・一〇
前期繰越利益金	四、三七五、八五一・四一
当期純利益金	一〇、三七四、〇六五・八二
合計	一八五、三七五、三五〇・六九

昭和二十六年十一月二十八日
布施市長堂三丁目五四番地
株式会社大八化学工業所

第三十期決算公告

昭和二十六年九月三十日現在

貸借対照表

資産の部

現金及預金	三三、六三二、八七三・二五
売掛金	七三、七二二、七三八・七一
外債権	六八二、〇〇〇・〇〇
有価証券及出資金	
資本金	五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
再評価積立金	四八、八三四、四八〇・〇〇
諸積立金	七三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
繰越利益剰余金	三二、七〇八・三二
当期純利益金	四九、九三七、六九一・五四
合計	二六五、三三八、六七〇・五四

昭和二十六年十一月
塩野化工株式会社

胃の調子は？
空腹になると胃が痛む…
胸がやけ、もたれる…
スッパイ液がこみ上る…
これ等はみな胃酸過多の症状です。ノルモで胃の調子を整え、荒れた胃壁を癒して下さい
(主藥は珪酸アルミニウム)
小粒一六〇錠・大粒四〇錠・粉末もあり
胃痛・胸やけ・胃潰瘍・宿酔・便秘に
ノルモザン錠・末
☆頭痛・生理痛に　ソボリン
大阪市道修町　武田藥品工業株式会社
武田藥品

諸積立金	一九、五四三、三四三・一〇
前期繰越利益金	四、三七五、八五一・四一
当期純利益金	一〇、三七四、〇六五・八二
合計	一八五、三七五、三五〇・六九

昭和二十六年十一月二十八日
布施市長堂三丁目五四番地
株式会社大八化学工業所

作業及販売資産	九一、五二〇、四四一・三二
固定資産	六四、四六二、〇一七・二六
雑勘	一、三一八、六〇〇・〇〇
合計	二六五、三二八、六七〇・五四

負債の部

買掛金	七九、三六九、五二七・八七
外債務	九、一五四、二六二・八一
諸引当金勘定	

資本金	五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
再評価積立金	四八、八三四、四八〇・〇〇
諸積立金	七三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
繰越利益剰余金	三二、七〇八・三二
当期純利益金	四九、九三七、六九一・五四
合計	二六五、三三八、六七〇・五四

昭和二十六年十一月
塩野化工株式会社

尚、昭和二十六年十二月一日より称号を塩野香料株式会社に変更することになりましたから併せて公告致します。

第六期決算公告

昭和二十六年九月三十日現在

貸借対照表

借方の部

現金	五九、七三一・四四
銀行預金	二、五七〇、七七四・二八
未収金	四一九、七六四・〇〇
仮拂金	一、一七二、六二八・〇〇
貯蔵品	一八九、六八一・九五
建物	六六五、〇〇〇・〇〇
什器備品	一、〇四〇、〇六六・六〇
支拂未決算	二七、〇〇〇・〇〇
創業費	四〇六、二七〇・七〇
前期繰越損金	四、四六八、八六六・五八
当期純損金	五九七、三一七・七五
合計	二、六一七、〇九二・三〇

貸方の部

資本金	一〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
未拂金	一、一三〇、四四〇・〇〇
諸預金	四八六、六五二・三〇
合計	二、六一七、〇九二・三〇

昭和二十六年九月三十日
室蘭市海岸町無番地
室蘭開発株式会社
取締役社長　宇賀　金男

第三十二期決算公告

昭和二十六年五月三十一日現在

貸借対照表

資産の部

動産	四、四六二、六五〇・六八
不動産	一、六六五、五二七・一四
預金及現金	二、二四八、三二六・五四
未収入金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
貸付金	七二一、二〇〇・一六
前期繰越損金	二五〇、五四四・二八
当期損失金	一〇、三四八、二四八・八〇
合計	

負債の部

資本金	三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
法定準備金	五二九、〇〇〇・〇〇
準備積立金	四五六、一一〇・〇〇
未拂金	一、五七三、一三八・八〇
借入金	四、七九〇、〇〇〇・〇〇
合計	一〇、三四八、二四八・八〇

昭和二十六年七月三十日
馬鈴薯種苗農芸株式会社

貸借対照表

昭和二十六年九月三十日現在

借方(資産の部)

現金預金	一、五七四、二八四・四六
受取手形	七五五、四二六・七〇
未収入金	一二、三二四、三七七・〇七
貸付金有価証券	一九九、〇五〇・〇〇
貯蔵品	二、八二〇、〇五二・二八
仮出金差入保証金	三、二五九、四二六・〇八
固定資産	四〇、五一一、二八九・八六
合計	六一、四四三、九〇六・四五

貸方(負債及資本の部)

未拂金同配当金	一五、四二四、七六一・二七
借入金支拂手形	二九、〇五一、九六四・四九
仮受金	一、二五三、三二四・三七
資本金	八、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
再評価積立金	六、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
諸積立金繰越金	五四九、七五〇・六三
当期利益金	一、一六四、一〇五・六九
合計	六一、四四三、九〇六・四五

西播合同運輸株式会社

第五十三回決算公告貸借対照表

昭和二十六年九月三十日現在

借方(資産の部)

土地	二二、四七〇、三三四・五〇
建物	七、九九三、一九九・〇〇
構築物	一、二六九、六四〇・一七
機械	一三、一八五、二二一・四五
車輌運搬工器具	四三、四六一、七四八・一五
貯蔵品	一五、五〇八、五三五・〇〇
製品及仕掛品	六、九六六、五〇〇・〇〇
売掛金	二、二五四、四〇〇・〇〇
受取手形	三、六四一、五六二・八〇
有価証券	二〇、〇四九、三六八・〇三
仮拂金	一、三六八、〇〇〇、五〇九・一〇
現金及預金	
合計	

貸方(負債の部)

資本金	二〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
諸積立金	六、九二一、一四一・五三
再評価積立金	二八、九六五、五〇〇・〇〇
借入金	三九、四六二、〇〇〇・〇〇
支拂手形	一四、六七六、一〇五・二〇
前受金	八、五八七、〇六三・三九
預り金	一、五一一、六八六・二八
未拂金	一〇、一四二、八八八・八五
前期繰越金	九〇〇、四二〇・〇二
当期利益金	五、六三三、七〇三・八三
合計	一三六、八〇〇、五〇九・一〇

昭和二十六年十一月二十九日
東京都中央区京橋二の八
明治機械株式会社

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可
◉号外　十二月十五日付衆会第四号一二頁
定価　一ヶ月　二百十円　一部　九円　送料実費
公告料　公告　八ポイント一行　十七字詰百円
但し、会社等の解散・減資・合併・組織変更公告一件一回　千五百円
広告料　広告　八ポイント一行　十七字詰相当　二百円
発行所　東京都新宿区市谷本村町一五　電話九段(83)三一—五九　振替東京一九〇〇〇
印刷庁